

第4次富士宮市男女共同参画プラン

～だれもが尊重され個性と能力を発揮できるまちを目指して～

令和 8(2026)年度～令和 17(2035)年度

原案

令和 7 (2025) 年 9 月

富士宮市

(表紙裏、ここは空白)

はじめに (市長の写真が入るページ)

目 次

第1章 プランの策定に当たって.....	1
1 プラン策定の趣旨.....	1
2 策定の背景.....	1
第2章 プランの基本的な考え方.....	4
1 プランの位置付け.....	4
2 プランの期間.....	5
3 本プランとSDGsの関係.....	6
4 第3次プランの進捗と評価.....	7
第3章 男女共同参画を取り巻く富士宮市の現状.....	9
1 統計データからみる富士宮市の現状.....	9
2 アンケート結果等からみる富士宮市の現状.....	14
3 プランの重点課題と横断的視点.....	25
第4章 プランの基本的な考え方.....	27
1 基本理念と目指す姿.....	27
2 プランの体系.....	28
3 成果指標.....	30
第5章 プランの内容.....	32
基本目標1 男女共同参画社会を実現する基盤をつくる.....	32
基本目標2 だれもが活躍できる環境をつくる.....	41
基本目標3 だれもが安心して暮らせるまちをつくる.....	53
第6章 プランの推進.....	62
1 市民、地域、団体や事業者との協力・連携.....	62
2 男女共同参画センターの充実.....	62
3 プランの推進体制.....	62
4 プランの進捗状況の点検・評価及び公表.....	62
5 市民意見の反映.....	62

第1章 プランの策定に当たって

1 プラン策定の趣旨

本市では、平成 11（1999）年に、女性と男性が共に社会に参画し、性別にとらわれることなく生き生きと充実した人生を送ることができる社会を目指し、「富士宮市男女共同参画プラン」〔平成 11～17 年度（1999～2005 年度）〕を策定しました。

平成 16（2004）年 4 月には、「富士宮市男女共同参画推進条例」を施行するとともに、富士宮市女性センターを「富士宮市男女共同参画センター」に名称変更するなど、男女共同参画社会の実現に向けて歩みを進めてきました。

その後、少子高齢化、高度情報化、国際化の進展、家族形態の多様化など社会情勢の大きな変化に対応するため、平成 18（2006）年 3 月に「第 2 次富士宮市男女共同参画プラン」〔平成 18～27 年度（2006～2015 年度）〕、平成 28（2016）年 3 月に「第 3 次富士宮市男女共同参画プラン（以下「第 3 次プラン」という。）」〔平成 28～令和 7 年度（2016～2025 年度）〕を策定し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

第 3 次プラン策定以降も、社会経済情勢は変化を続けており、特に令和 2（2020）年から本格化した新型コロナウイルス感染症の拡大は、全国的に配偶者等からの暴力（DV）や性暴力の増加・深刻化、雇用・所得への影響など、特に女性などの弱い立場にある人へ大きな影響をもたらし、男女共同参画の重要性が再認識されました。

このような中、令和 7（2025）年度末をもって、第 3 次プランの計画期間が満了となることから、社会経済情勢の変化や市民の意識等を踏まえ、男女共同参画社会の実現と女性活躍の推進に向けた取組を更に推進するため、新たに「第 4 次富士宮市男女共同参画プラン（以下「本プラン」という。）」を策定します。

2 策定の背景

（1）国の動き

平成 11（1999）年に男女共同参画の形成に関する基本理念や、国、地方公共団体、国民の責務などを定めた「男女共同参画社会基本法」が施行され、その翌年には、同法の基本理念を実行に移すための法定計画として、「男女共同参画基本計画」が策定されました。その後、5 年ごとに基本計画が策定され、現在、令和 8（2026）年度を初年度とする新たな「第 6 次男女共同参画基本計画」の策定が進められています。

「男女共同参画社会基本法」の施行に前後して「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）などの改正が行われました。

以降、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)など、社会情勢の変化やニーズの多様化に合わせた法整備や法改正を重ねています。

【近年の動向】

◆ 「第6次男女共同参画基本計画」の策定

人々の価値観や働き方の多様化、AI技術活用の広がりといった急速な社会情勢の変化とそれに伴う新たな課題に対応するとともに、女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ(Well-Being)の実現を目指した男女共同参画の取組を推進するため、「テクノロジーの進展と利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進」「仕事と健康課題の両立支援」「災害対応への男女共同参画の視点の導入」「地域における男女共同参画の取組」などを強化することを掲げ、令和7(2025)年12月の閣議決定を目指し策定が進められています。

第6次計画の政策領域と個別分野

I 男女共同参画の推進による多様な幸せ(well-being)の実現

- 第1分野 ライフステージに応じて全ての人が希望する働き方を選択できる社会の実現
- 第2分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 第3分野 女性の所得向上と経済的自立の実現
- 第4分野 生涯を通じた男女の健康への支援
- 第5分野 テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進
- 第6分野 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実
- 第7分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- 第8分野 防災・復興における男女共同参画の推進

II 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化

- 第9分野 地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進
- 第10分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- 第11分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
- 第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

III 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化

◆「L G B T理解増進法」の施行

令和 5 (2023) 年 6 月、性的少数者に対する理解を広めるための「L G B T理解増進法」が施行されました。正式名称は「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」であり、性的指向や性自認の多様性に寛容な社会の実現に向けて、基本理念を定めるもので、国・地方公共団体は理解増進施策の策定・実施に努めるものとされています。

◆「女性支援新法」の施行

令和 6 (2024) 年 4 月、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進する「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。対象は、年齢、障がないの有無、国籍等を問わず、性被害や家庭の状況等のさまざまな事情により日常生活や社会生活を送る上で困難な問題を抱える女性やそのおそれのある女性となっています。

(2) 静岡県の動き

静岡県においては、「誰もが個性を活かし能力を発揮できる社会」を目指し、平成 13 (2001) 年に「静岡県男女共同参画推進条例」を制定、平成 15 (2003) 年に「静岡県男女共同参画基本計画」“ハーモニックしづおか 2010”を策定し、以降、時代に応じた見直しを行いながら、性別にとらわれず、誰もが生きやすい社会を実現するための取組を推進してきました。

【近年の動向】

◆「第 3 次静岡県男女共同参画基本計画」の策定

令和 3 (2021) 年 2 月、「ジェンダー平等の推進による誰もが幸せを実感できる社会の実現」を基本目標に、意識の変革、安全・安心に暮らせる社会の実現、固定的役割分担意識からの脱却、あらゆる職域への女性の参画拡大の 4 つの大柱により施策を推進する「第 3 次静岡県男女共同参画基本計画」が策定されました。[\(令和 7 年度末までに次期「第 4 次静岡県男女共同参画基本計画」が策定されるため、今後内容の変更を予定します。\)](#)

◆「静岡県パートナーシップ宣誓制度」の開始

令和 5 (2023) 年 4 月、県のビジョンの目標の 1 つである「ジェンダー平等と性の多様性を認め合う環境づくり」を実現する具体的な取組として、法的に婚姻が認められていない同性カップル等が安心して暮らせる環境づくりに向けて「静岡県パートナーシップ宣誓制度」を開始しています。

第2章 プランの基本的な考え方

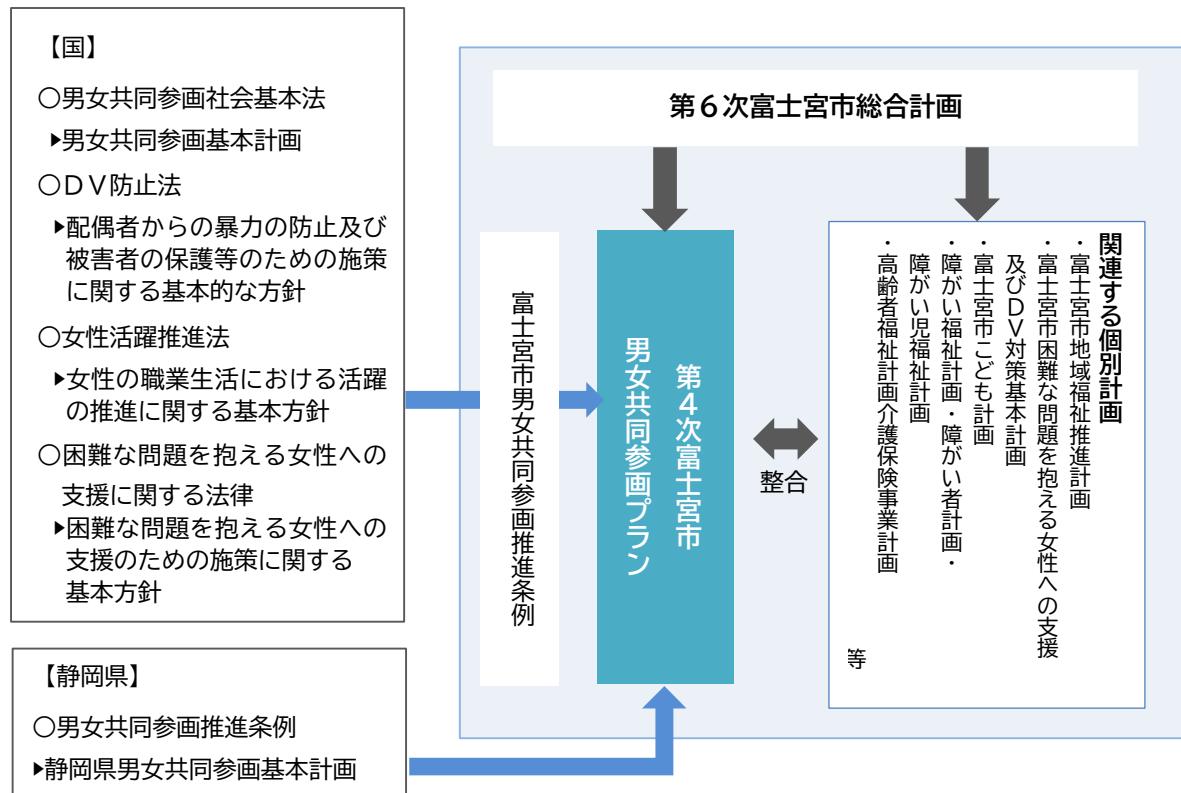
1 プランの位置付け

(1) 本プランは、富士宮市男女共同参画推進条例第11条第1項の規定に基づく、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するために策定する行動計画です。また、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づく市町村男女共同参画計画に当たります。

(2) 本プランは、国の「男女共同参画基本計画」及び県の「静岡県男女共同参画基本計画」を勘案するとともに、市の最上位計画である「第6次富士宮市総合計画」及び他の関連計画と整合性を図っています。

(3) 本プランは、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「困難な問題を抱える女性支援法」という。）」第8条の3及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）」第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画である「富士宮市困難な問題を抱える女性への支援及び配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画（以下、「富士宮市困難な問題を抱える女性への支援及びDV対策基本計画」という。）」と整合性を図っています。

(4) 本プランは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」第6条第2項の規定に基づく市町村推進計画を包含します。



2 プランの期間

本プランの期間は、令和 8 年度～令和 17 年度（2026 年度～2035 年度）の 10 年間とします。

令和 8 年度から令和 12 年度（2026 年度～2030 年度）を前期、令和 13 年度から令和 17 年度（2031 年度～2035 年度）を後期とし、中間年度となる令和 12 年度（2030 年度）にプランの中間評価・見直しを行います。

	令和8 (2026)	9 (2027)	10 (2028)	11 (2029)	12 (2030)	13 (2031)	14 (2032)	15 (2033)	16 (2034)	17年度 (2035)
第6次富士宮市総合計画										
富士宮市 第4次富士宮市男女共同参画プラン										
前期 後期 ◆中間評価 ・見直し										
静岡県	第4次静岡県男女共同参画基本計画 (令和8～12 年度)					第5次計画				
国	第6次男女共同参画基本計画 (令和8～12 年度)					第7次計画				

3 本プランとSDGsの関係

SDGsとは、Sustainable Development Goalsの頭文字を取ったもので、「持続可能な開発目標」を指します。平成27(2015)年9月開催の国連サミットで採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための17の国際的な目標です。

本市は、国の「SDGs未来都市」に選定されており、市の最上位計画である「富士宮市総合計画」において、基本目標ごとにSDGsに関わる取組を取り入れるとともに、市が総力を挙げてその達成に向かうこととしています。

また、市が推進する「富士山を守り未来につなぐ富士山SDGs」の取組によって、令和3年度に国の「SDGs未来都市」として選定されています。

本プランにおいても、特に関連の深い「目標5 ジェンダー平等を実現しよう」を中心に、SDGsの視点を活かした男女共同参画・ジェンダー平等の取組を推進します。

本プランに関連のあるSDGsの目標(ゴール)



富士山を守り未来につなぐ富士山SDGsのロゴマーク



4 第3次プランの進捗と評価

第3次プランでは、7つの基本的施策それぞれに指標を設定し、指標に対する達成状況は、毎年度、富士宮市男女共同参画審議会へ報告するとともに、市ホームページにおいて公表しています。

第4次プランの策定に当たり、第3次プランを評価するため、指標の達成状況を確認しました。これらの評価を受けて、新たな指標と目標値を設定します。

第3次プランの指標の達成状況

【評価】

S：目標以上の成果をあげることができた（達成率が100%より大きい）

A：目標どおり達成した（達成率80%以上～100%以下）

B：おおむね目標を達成した（達成率50%以上～80%未満）

C：あまり目標を達成できなかった（達成率50%未満）

—：該当ケースがなかったなど、評価できない

■基本的施策1 男女共同参画についての理解の促進

指標	策定時 (R1)	目標値 (R7)	実績値 (R6)	評価
(1)男女共同参画推進のための広報・啓発				
男女共同参画に関する講演会等への参加人数	390人	500人	413人	A
(2)男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進				
男女共同参画の視点に立った職業講話を実施する学校数	2校	年3校	3校	A

■基本的施策2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

指標	策定時 (R1)	目標値 (R7)	実績値 (R6)	評価
(1)審議会等への女性の参画拡大				
審議会等の委員に占める女性の割合	26.9%	30%	30.6%	A

■基本的施策3 地域における男女共同参画の推進

指標	策定時 (R1)	目標値 (R7)	実績値 (R6)	評価
(2)男女共同参画の視点に立った防災活動の推進				
防災訓練参加者に占める女性の割合	42.8%	45.0%	39.5%	A

■ 基本的施策4 就労の場における男女平等とワーク・ライフ・バランスの推進

指標	策定時 (R1)	目標値 (R7)	実績値 (R6)	評価
(1)男性中心型の働き方の変革によるワーク・ライフ・バランスの推進				
(3)仕事と育児・介護の両立への支援				
「男女共同参画社会づくり宣言」(県事業) の宣言事業所・団体数	22件	27件	24件	A

■ 基本的施策5 男女がともに担う子育てと介護への支援

指標	策定時 (R1)	目標値 (R7)	実績値 (R6)	評価
(1)子育てへの支援				
教育・保育の認可施設における利用定員数	4,747人	4,730人	3,936人	A
(3)男性の子育て・介護への参画促進				
積極的に育児をしている父親の割合 (4か月児)	67.8%	69%	80.8%	A

■ 基本的施策6 性に関する理解促進と男女の健康支援

指標	策定時 (R1)	目標値 (R7)	実績値 (R6)	評価
(2)性差やライフステージに応じた健康支援				
子宮頸がん検診受診	20.9%	22%	21.9%	A
乳がん検診受診率	19.7%	22%	21.6%	A
男性の肺がん検診受診率	40.1%	40%台 維持	36.5%	A

■ 基本的施策7 女性に対する暴力の根絶

指標	策定時 (R1)	目標値 (R7)	実績値 (R6)	評価
(1)DV(配偶者等からの暴力)のない地域づくりの推進				
データDV講座を実施する学校数	5校	年4校	5校	A

第3章 男女共同参画を取り巻く富士宮市の現状

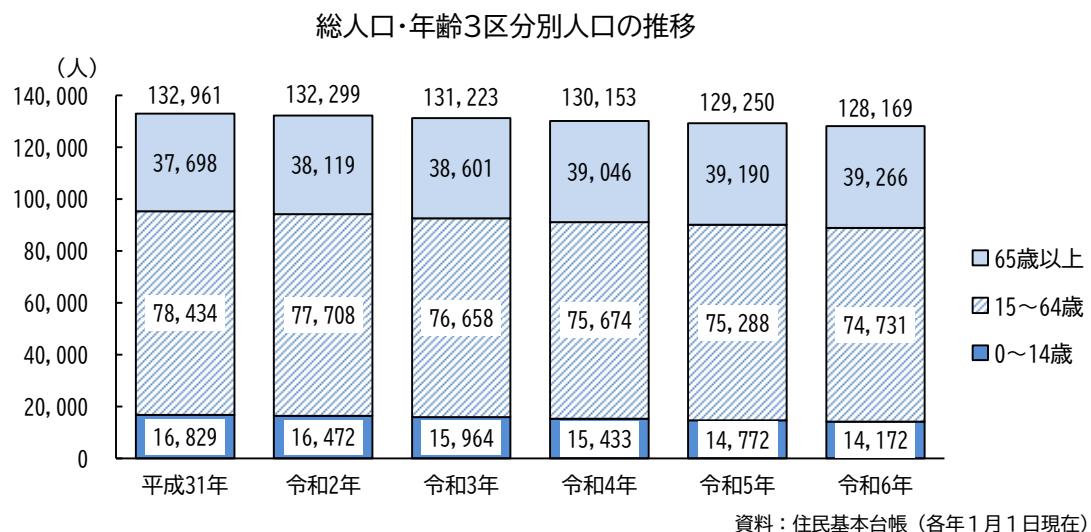
1 統計データからみる富士宮市の現状

(1) 人口や世帯等の状況

① 総人口及び年齢3区分別人口の推移

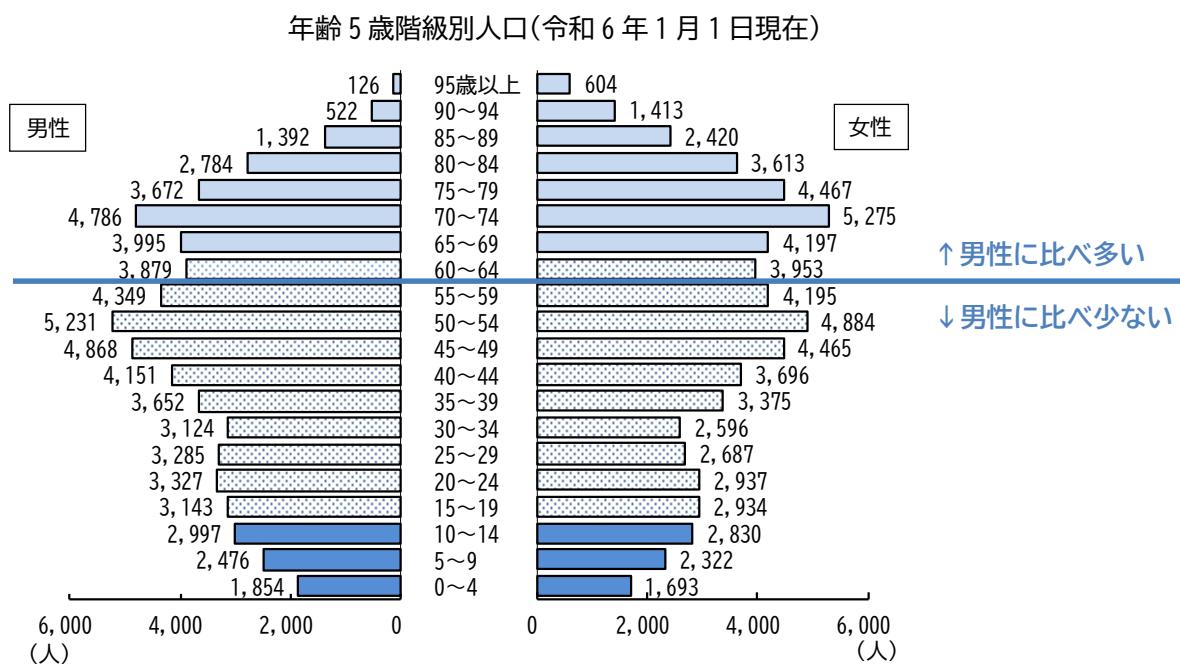
平成31（2018）年以降の人口をみると、総人口は減少傾向にあり、令和6（2024）年1月1日現在129,250人となっています。

年齢3区分別に見ると、人口減少に合わせ、高齢者人口が増加する一方で、年少人口や労働力人口の減少が続いている。



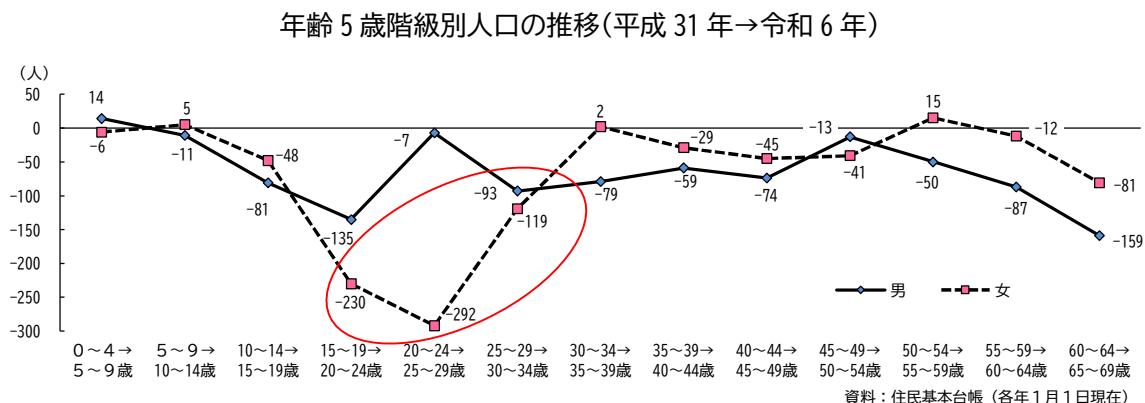
② 人口ピラミッド（性別年齢5歳階級人口）

性別に年齢5歳階級別の人口をみると、60歳以上では男性に比べ女性が多く、60歳未満では男性に比べ女性が少なくなっています。



③ 性別・年齢 5 歳階級別人口の動向

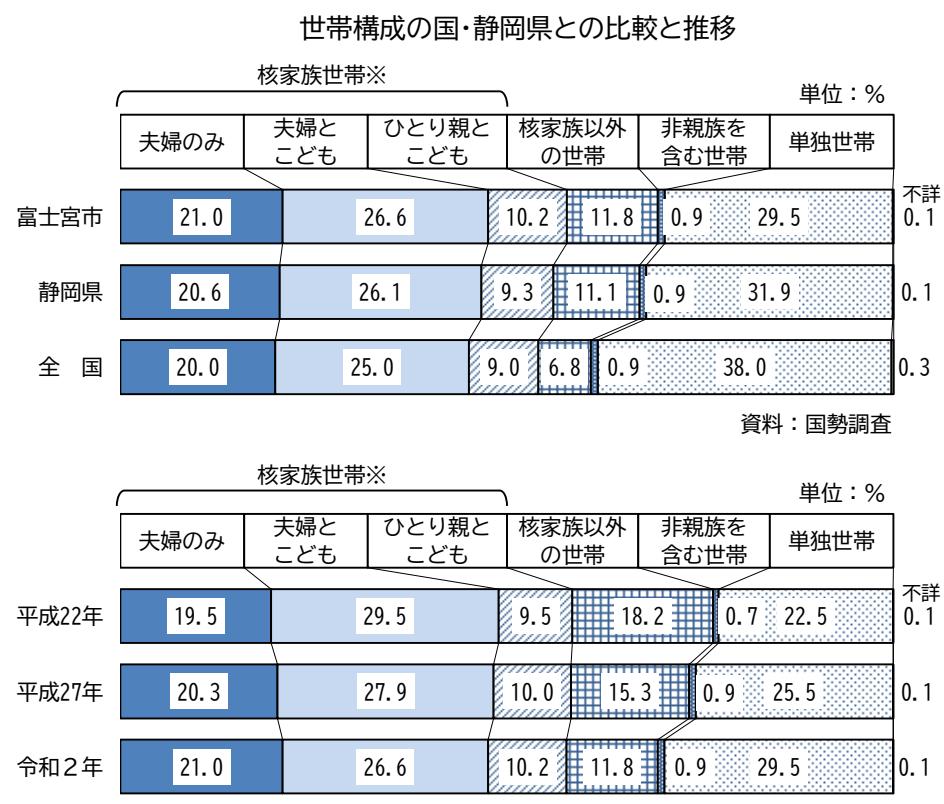
平成 31 (2019) 年と令和 6 (2024) 年の年齢 5 歳階級別人口を比較し、ライフサイクルごとの人口の動きをみると、主に女性で進学 (15~19 歳→20~24 歳)・就職 (20~24 歳→25~29 歳) のタイミングにおいて各年齢階級で 200 人以上減少しています。



④ 世帯構成の推移

一般世帯の構成を国・静岡県と比較すると、「夫婦とこども」は、国・県よりもやや高く、「単独世帯」は国・県よりも低くなっています。

一方で、平成 22 (2010) 年以降の推移をみると、「核家族以外の世帯」は減少、「単独世帯」の割合が大きく増加し、令和 2 (2020) 年では最も高い割合となっています。

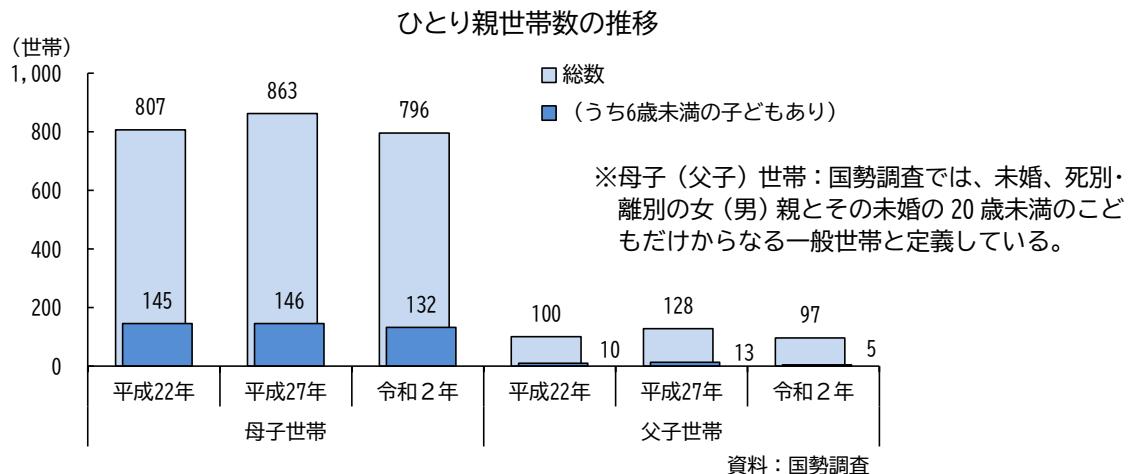


※核家族世帯：国勢調査では、「夫婦のみ」「夫婦とこども」「ひとり親とこども（父親又は母親と未婚の子のみで構成する世帯）」を「核家族世帯」と定義している。

⑤ ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯数については、母子世帯は約800世帯、父子世帯は約100世帯程度で推移しており、令和2（2020）年は母子世帯が796世帯、父子世帯が97世帯となっています。

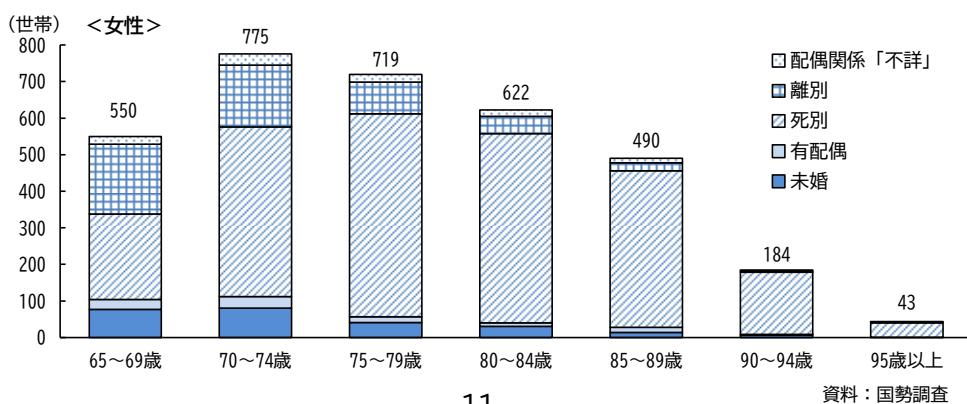
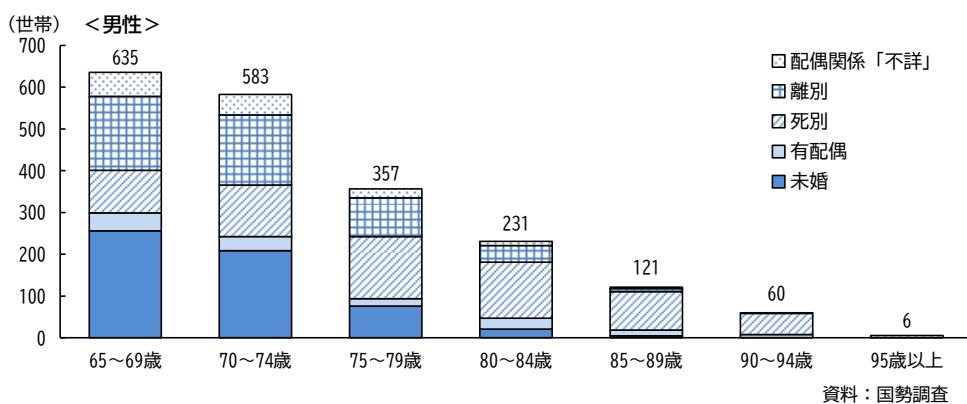
そのうち6歳未満の子どもがいる世帯については、令和2（2020）年は母子世帯が132世帯、父子世帯が5世帯と、母子世帯が圧倒的に多くなっています。



⑥ 高齢単独世帯の状況

令和2（2020）年の65歳以上単独世帯数は、男性1,993世帯、女性3,383世帯となっています。男性は75歳以降急速に世帯数が減少し、配偶関係は「未婚」や「離別」が多いのに対し、女性では、70～74歳をピークに緩やかに減少、配偶関係は「死別」が多いなど、性別により差がみられます。

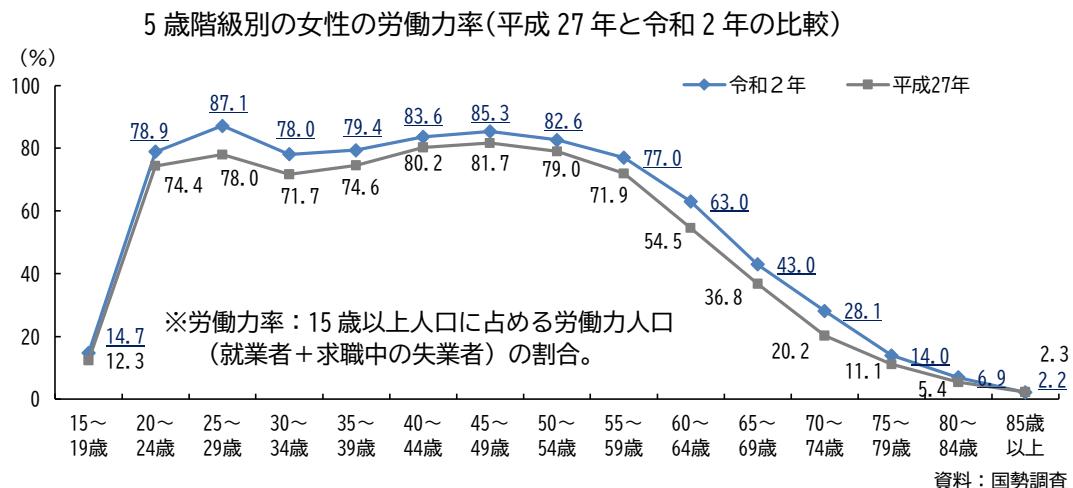
性別・年齢階級別の高齢単独世帯数(配偶関係別)



(2) 女性活躍や就労の状況

① 女性の労働力率の推移

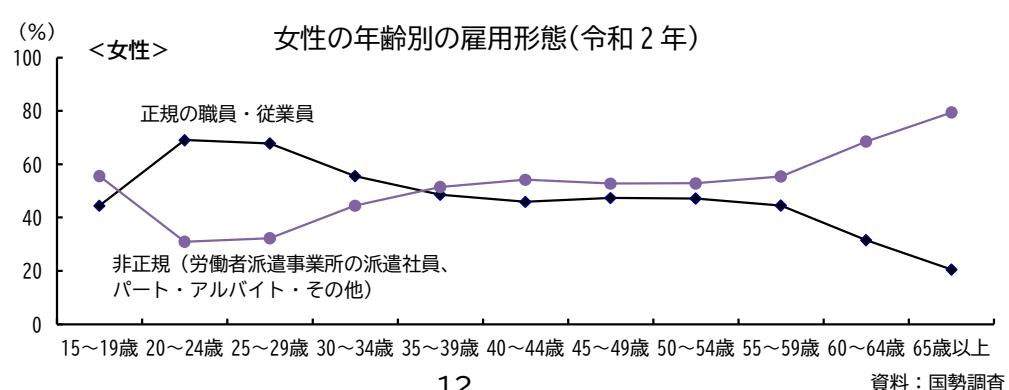
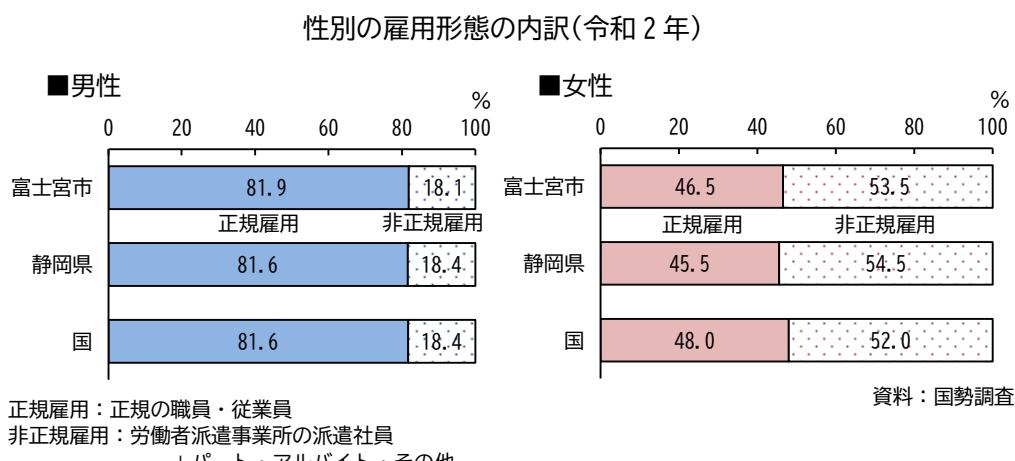
平成 27 (2015) 年と令和 2 (2020) 年の国勢調査結果を比較すると、女性の労働力率は 85 歳以上を除く全ての年齢階級で上昇しているものの、20 歳代後半と 30 代前半では、労働力率に 9.1 ポイントの差があります。



② 性別の雇用形態の比較

令和 2 (2020) 年の性別の雇用形態の内訳をみると、国・静岡県と同様に、女性で非正規雇用の割合が高くなっています。

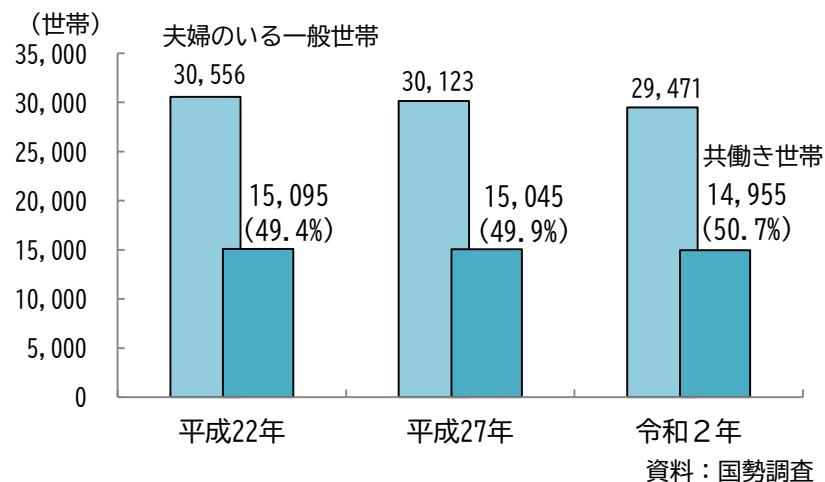
また、女性の年齢別の正規・非正規割合をみると、20 歳代～30 歳代前半までは「正規の職員・従業員」が「非正規」を上回るのに対し、30 歳代後半を境に「非正規」が「正規の職員・従業員」を上回ります。



③ 共働き世帯の推移

令和2（2020）年の夫婦のいる一般世帯数は29,471世帯のうち、共働き世帯は14,955世帯（50.7%）となっています。平成22年からの推移をみると、夫婦のいる一般世帯に占める共働き世帯の割合は増加しています。

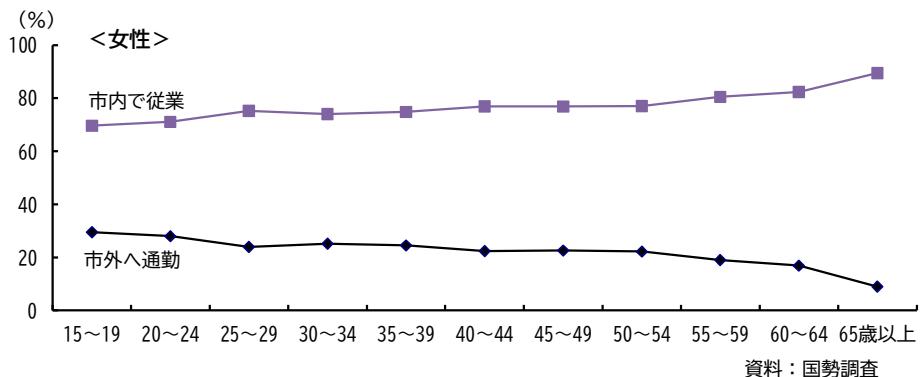
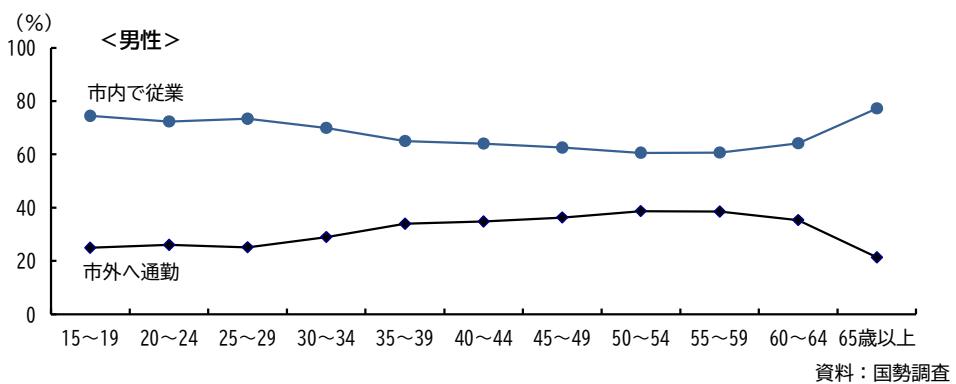
夫婦のいる一般世帯及び共働き世帯数の推移



④ 市に常住する就業者の市内従業割合

市に常住する就業者の市内で従業・市外へ通勤の割合をみると、男女ともにいずれの年齢階級も「市内で従業」の割合が高くなっています。

富士宮市に常住する就業者の年齢別市外・市内通勤割合(令和2年)



2 アンケート結果等からみる富士宮市の現状

(1) 調査の概要

第4次富士宮市男女共同参画プランの策定と今後の市の男女共同参画施策の推進に反映させることを目的に、令和6年7月に以下の3つの調査を実施しました。

項目	①市民意識調査	②事業所調査	③市民意識調査 (中学生)
ア 調査対象	市内在住の18歳以上 2,500人	市内に所在の事業所 350社	市内公立中学校(13 校)・私立中学校(1校) の中学生2年生1,164人
イ 抽出方法	住民基本台帳より 無作為抽出	市内事業所より 無作為抽出	全員に対し実施
ウ 調査方法	郵送配付・郵送回収 (インターネットによる回答を併用) ※8月中旬に督促状兼お礼状ハガキを発送		インターネットによる 配布・回収
エ 調査期間	令和6年7月22日(月)～8月23日(金)		令和6年7月上旬 ～7月25日(木)
オ 回収結果	郵送 845件 WEB 290件 計 1,135件 (45.4%)	郵送 113件 WEB 47件 計 160件 (45.7%)	833件(71.6%)
カ 調査項目	<ul style="list-style-type: none">▶ 社会における制度・慣行について▶ 男女共同参画に関する教育・学習について▶ 意思決定過程への女性の参画について▶ 防災対策における男女参画について▶ 地域社会とのつながりについて▶ 用語などについて▶ 男女がともに働きやすい就業環境について▶ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)について▶ 性的マイノリティについて	<ul style="list-style-type: none">▶ 事業所の状況について▶ 女性の活躍推進・管理職登用について▶ 各種ハラスメント対策について▶ 育児・介護休業制度について▶ 仕事と家庭の両立支援について▶ 性的マイノリティについて	<ul style="list-style-type: none">▶ 学校生活での平等感について▶ 友達との関係について▶ 親との関係について▶ 男女家庭生活について▶ 「女らしさ」「男らしさ」などについて▶ 性的マイノリティについて▶ DV・デートDVについて▶ 悩みや不安について▶ 将来のことについて▶ 性的マイノリティについて

(2) 調査結果の概要

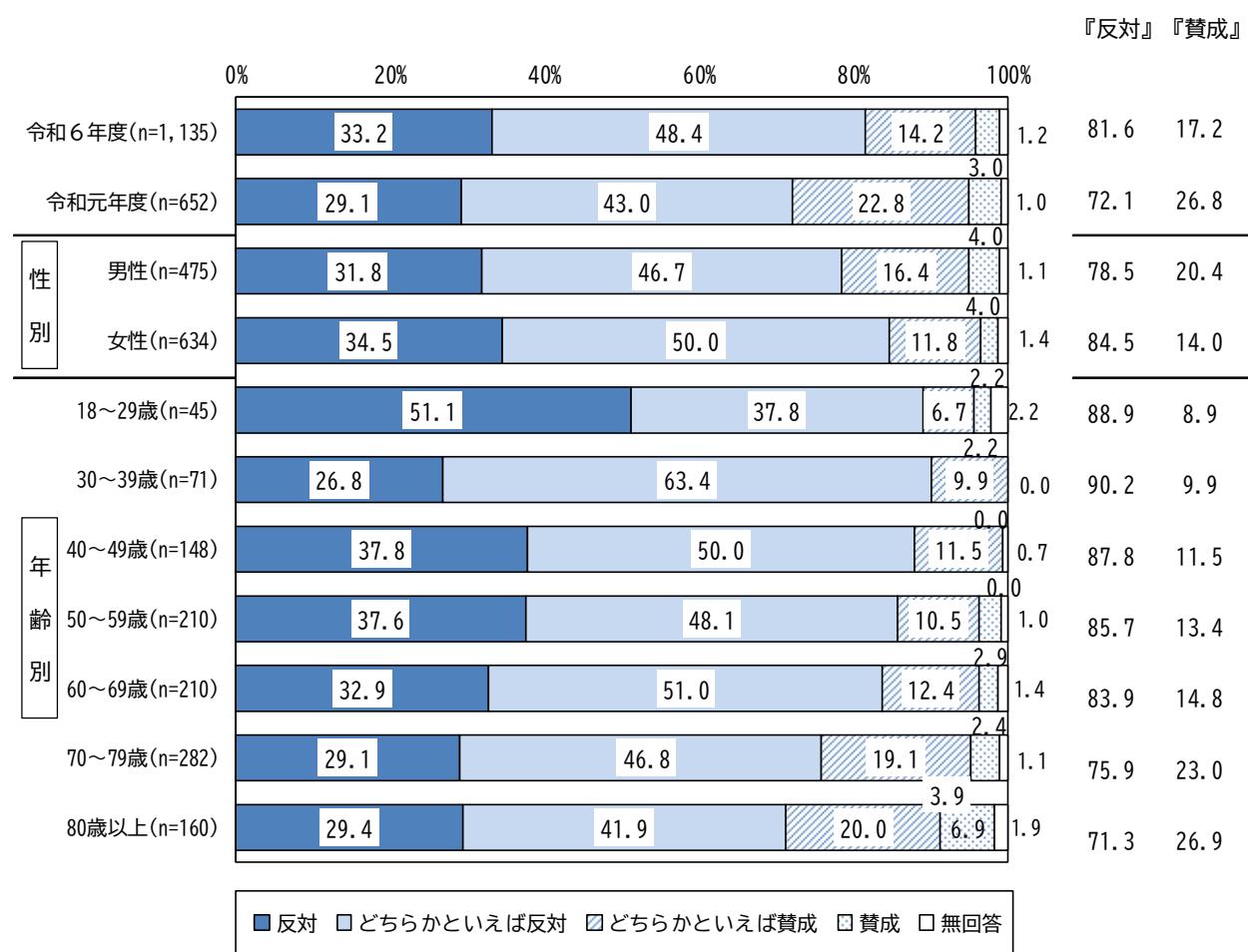
I 市民意識調査

① 「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担意識について

「男は仕事、女は家庭」という考え方については、「どちらかといえば反対」が48.4%と最も高く、「反対」33.2%を合わせた、『反対』は81.6%であり、前回調査を上回っています。これに対し、「賛成」3.0%と「どちらかといえば賛成」14.2%を合わせた『賛成』は17.2%となっています。

性別で比較すると、『賛成』は男性20.4%、女性14.0%であり、男性が女性を上回ります(6.4ポイント差)。年齢別でみると、『賛成』は年齢が上がるほど高い割合となっており、70歳以上では2割台となっています。

「男は仕事、女は家庭」という役割分担の考え方に対する意識【経年比較・性別・年齢別】



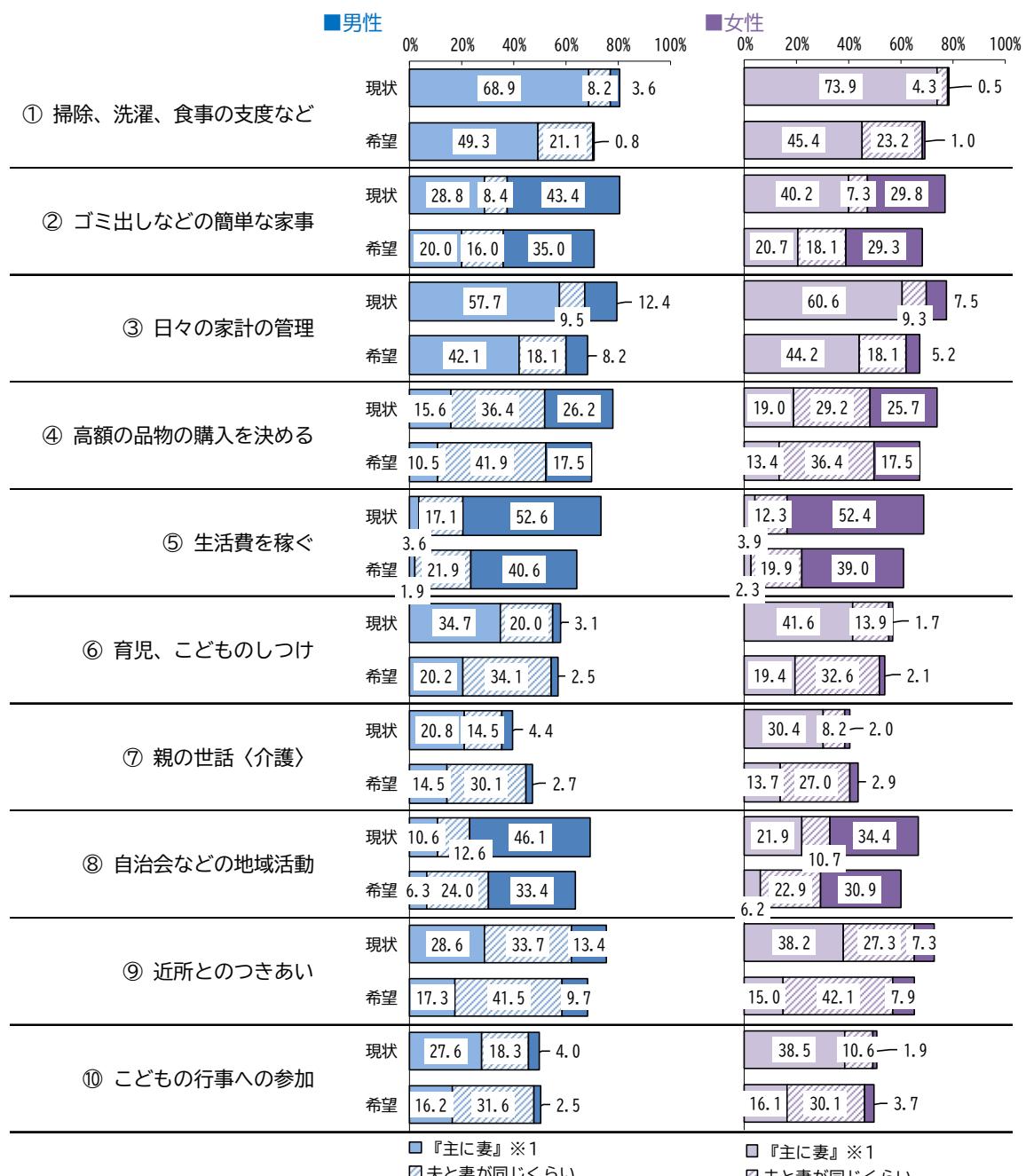
※令和元年度（前回調査）は「わからない」を除き再集計

②家庭・育児・介護等の役割分担の現状と希望について

家事・育児等の役割分担の現状については、<①掃除、洗濯、食事の支度など>や<③日々の家計の管理>、<⑥育児、子どものしつけ>や<⑩子どもの行事への参加>は『主に妻※1』、<⑤生活費を稼ぐ>や<②ゴミ出しなどの簡単な家事>、<⑧自治会などの地域活動>は『主に夫※2』の割合が高くなっています。

現状と希望を比較すると、全ての項目で「夫と妻が同じくらい」の割合は、希望が現状を上回ります。また、性別での比較においても、男女ともに全ての項目で「夫と妻が同じくらい」の割合は、希望が現状を上回ります。

家庭・育児・介護等の役割分担の現状と希望【性別】

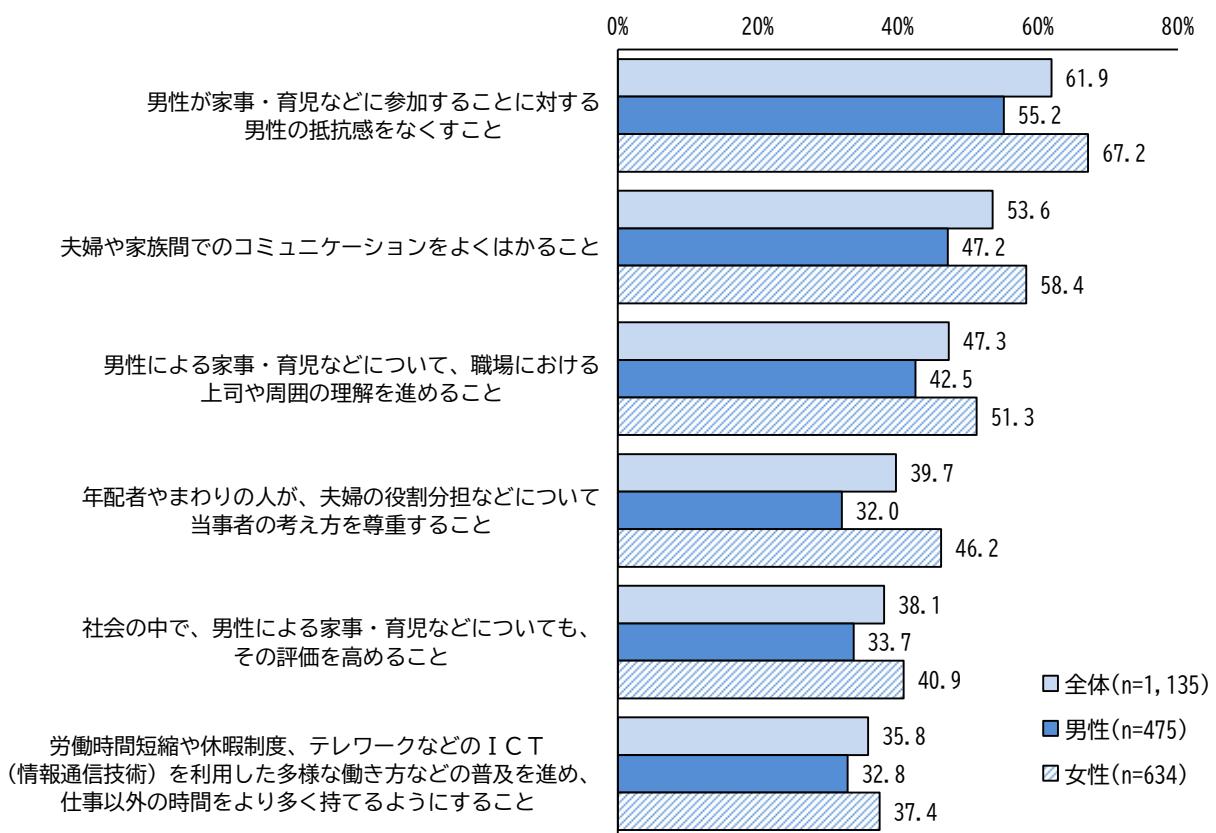


③男性が家事・育児・介護・地域活動に参加するために必要なこと

男性が家事・育児・介護・地域活動等に参加するために必要なこととして、「男性が家事・育児などに参加することに対する男性の抵抗感をなくすこと」が61.9%で最も高く、次いで「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」が53.6%、「男性による家事・育児などについて、職場における上司や周囲の理解を進めること」47.3%などが続きます。

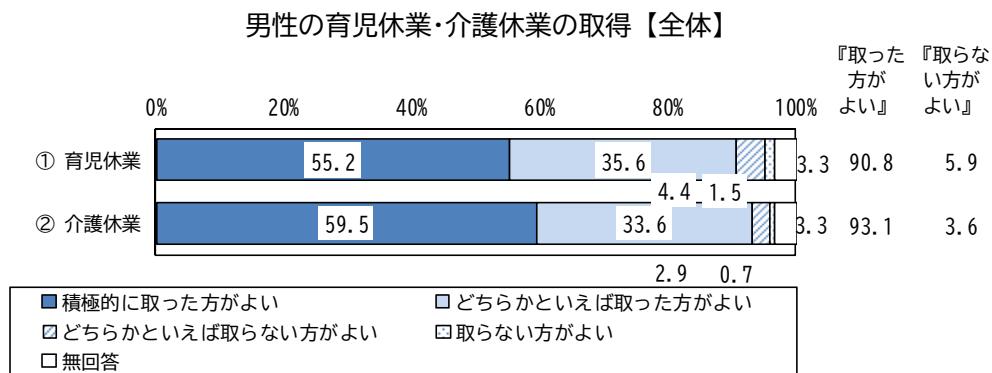
性別では、多くの項目で女性の割合が男性を上回ります。

男性が家事・育児・介護・地域活動に参加するために必要なこと【上位6項目・全体／性別】



④男性の育児休業・介護休業の取得について

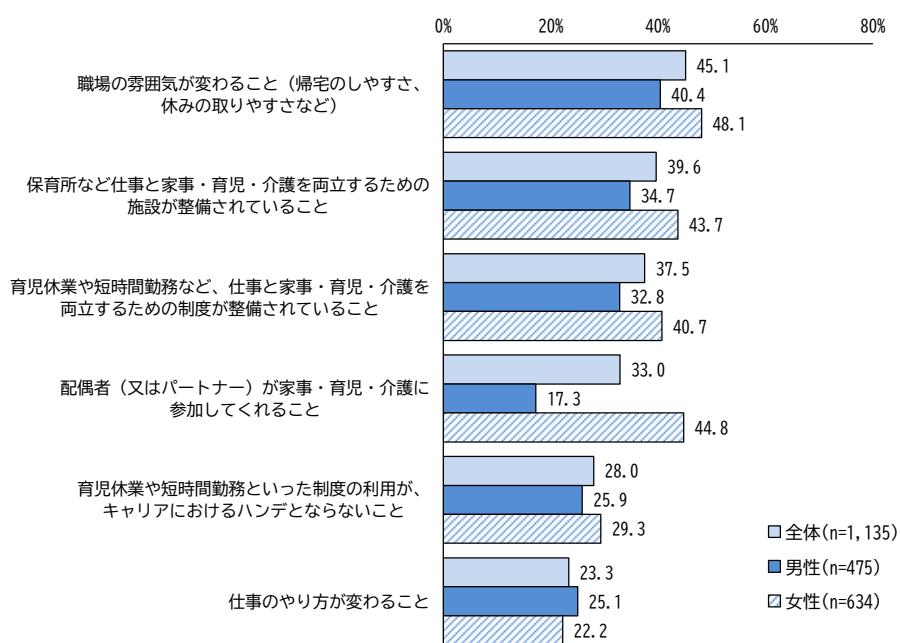
男性が育児休業や介護休業を取得することについては、いずれも「積極的に取った方が良い」の割合が5割から6割台で高くなっています、「どちらかといえば、取った方が良い」を合わせると9割以上を占めています。男性が育児・介護休業を取得することに対する社会的な理解が得られていることがうかがえます。



⑤ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて職場・家庭・地域で必要とされる取組

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現するために、職場・家庭・地域で必要だと思う取組については、「職場の雰囲気が変わること（帰宅のしやすさ、休みの取りやすさなど）」が45.1%で最も高く、次いで「保育所など仕事と家事・育児・介護を両立するための施設が整備されていること」、「育児休業や短時間勤務など、仕事と家事・育児・介護を両立するための制度が整備されていることなどが続きます。性別でみると、多くの項目で女性の割合が男性を上回っており、特に「配偶者（又はパートナー）が家事・育児・介護に参加してくれること」は女性が男性を大きく上回っています。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて職場・家庭・地域で必要とされる取組【上位6項目・全体／性別】

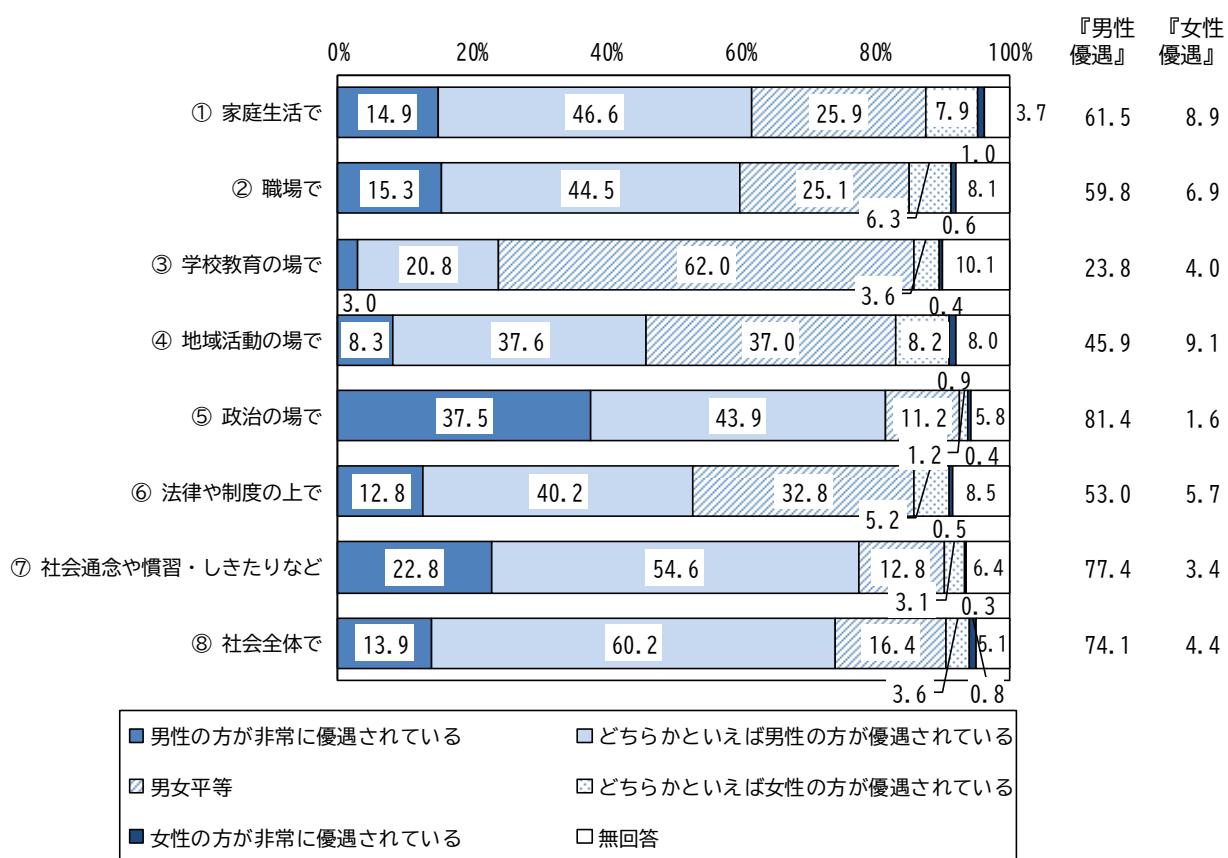


⑥男女の地位の平等感

各分野における男女の地位の平等感については、「男女平等」との回答は、<③学校教育の場で>が62.0%と最も多く、次いで<④地域活動の場で>が37.0%、<⑥法律や制度の上で>が32.8%となっています。

一方で、「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合計した『男性優遇』は、<⑤政治の場で>で8割、<⑦社会通念や慣習・しきたりなど>や<⑧社会全体で>で7割、<①家庭生活で>において6割を超えています。

各分野における男女の平等感【全体】

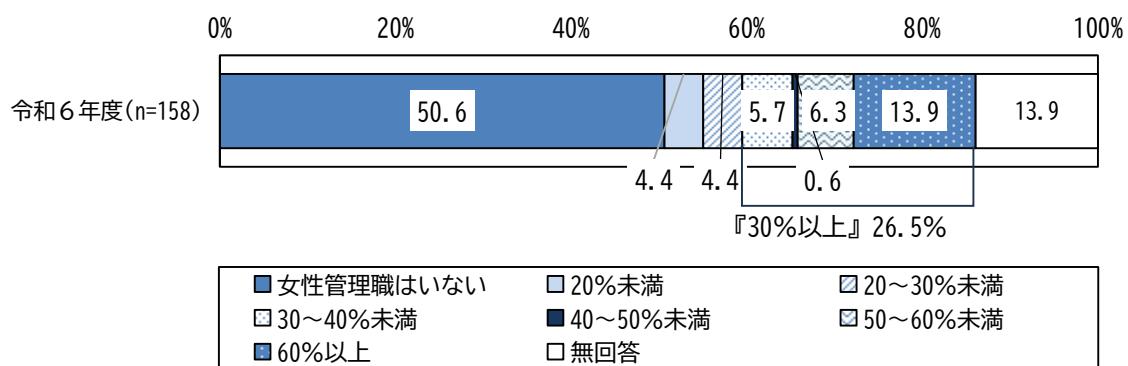


II 事業所調査

①管理職（部・課長級）に占める女性の割合

管理職数及び管理職に占める女性人数より割合を算出したところ、「女性管理職はいない」が50.6%で最も高く、次いで「60%以上」が13.9%、「50～60%未満」が6.3%、「30～40%未満」が5.7%、「20%未満」と「20～30%未満」がともに4.4%となっています。国が目標に掲げる『30%以上』は全体の26.5%となっています。

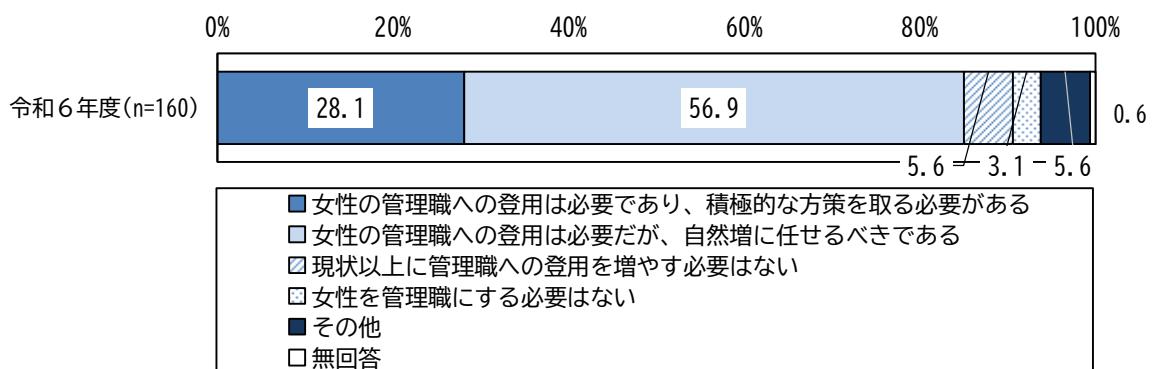
管理職(部・課長級)に占める女性の割合【全体】



②女性職員を管理職に登用することへの考え方

女性職員を管理職に登用することへの考え方については、「女性の管理職への登用は必要だが、自然増に任せるべきである」が56.9%で最も高く、次いで「女性の管理職への登用は必要であり、積極的な方策を取る必要がある」が28.1%、「現状以上に管理職への登用を増やす必要はない」が5.6%、「女性を管理職にする必要はない」が3.1%となっています。

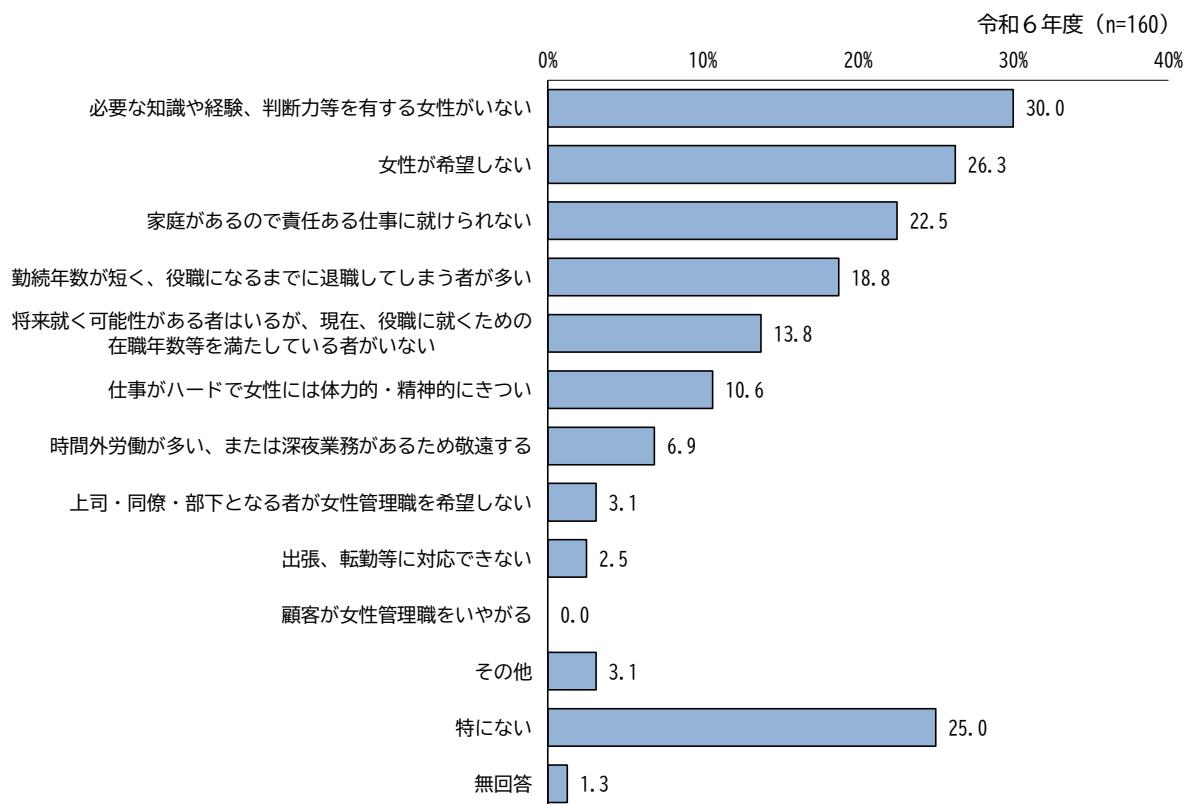
女性職員を管理職に登用することへの考え方【全体】



③女性の管理職への登用を増やすための課題

女性の管理職への登用を増やすための課題については、「必要な知識や経験、判断力等を有する女性がいない」が30.0%で最も高く、次いで「女性が希望しない」が26.3%、「家庭があるので責任ある仕事に就けられない」が22.5%で続きます。

女性の管理職への登用を増やすための課題【全体】



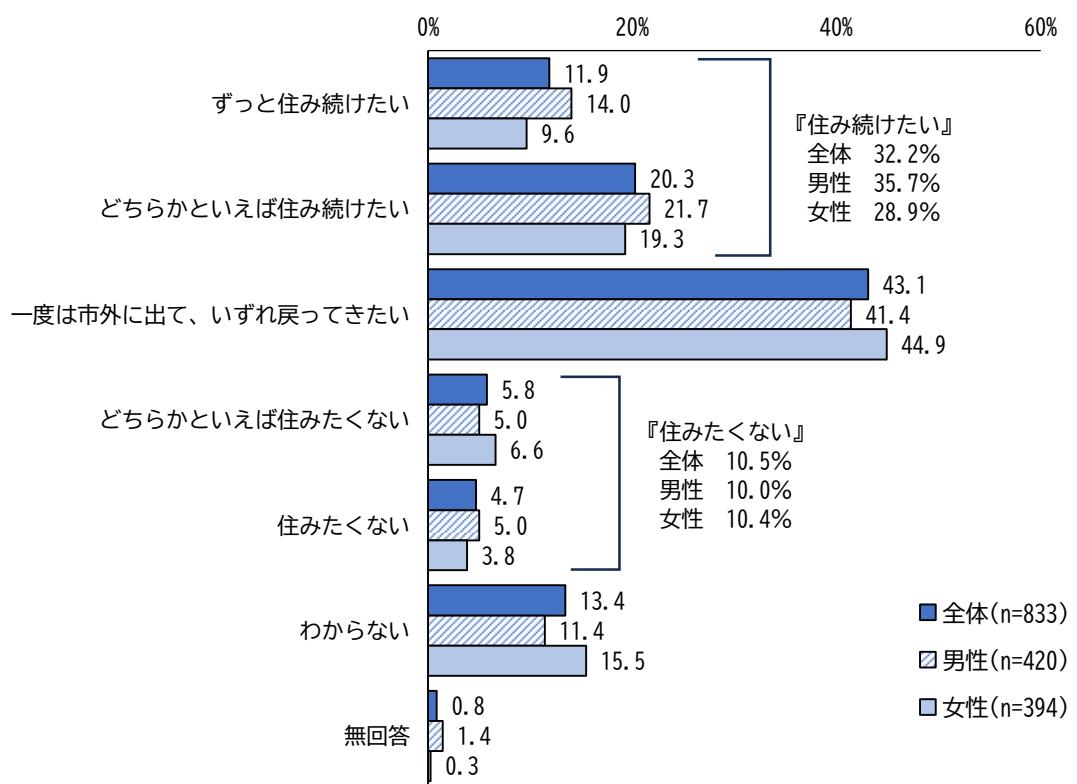
III 市民意識調査（中学生）

①富士宮市への定住意向

これからも富士宮市に住みたいと思うかについて、「ずっと住み続けたい」11.9%と「どちらかといえば住み続けたい」20.3%を合計した『住み続けたい』は32.2%、「一度は市外に出て、いずれ戻ってきたい」が43.1%、「どちらかといえば住みたくない」5.8%と「住みたくない」4.7%を合計した『住みたくない』は10.5%、「わからない」が13.4%となっています。

性別で比較すると、男女ともに「一度は市外に出て、いずれ戻ってきたい」が最も高くなっていますが、『住み続けたい』は男性が女性を上回ります（6.8 ポイント差）。

これからも富士宮市に住みたいと思うか【全体／性別】

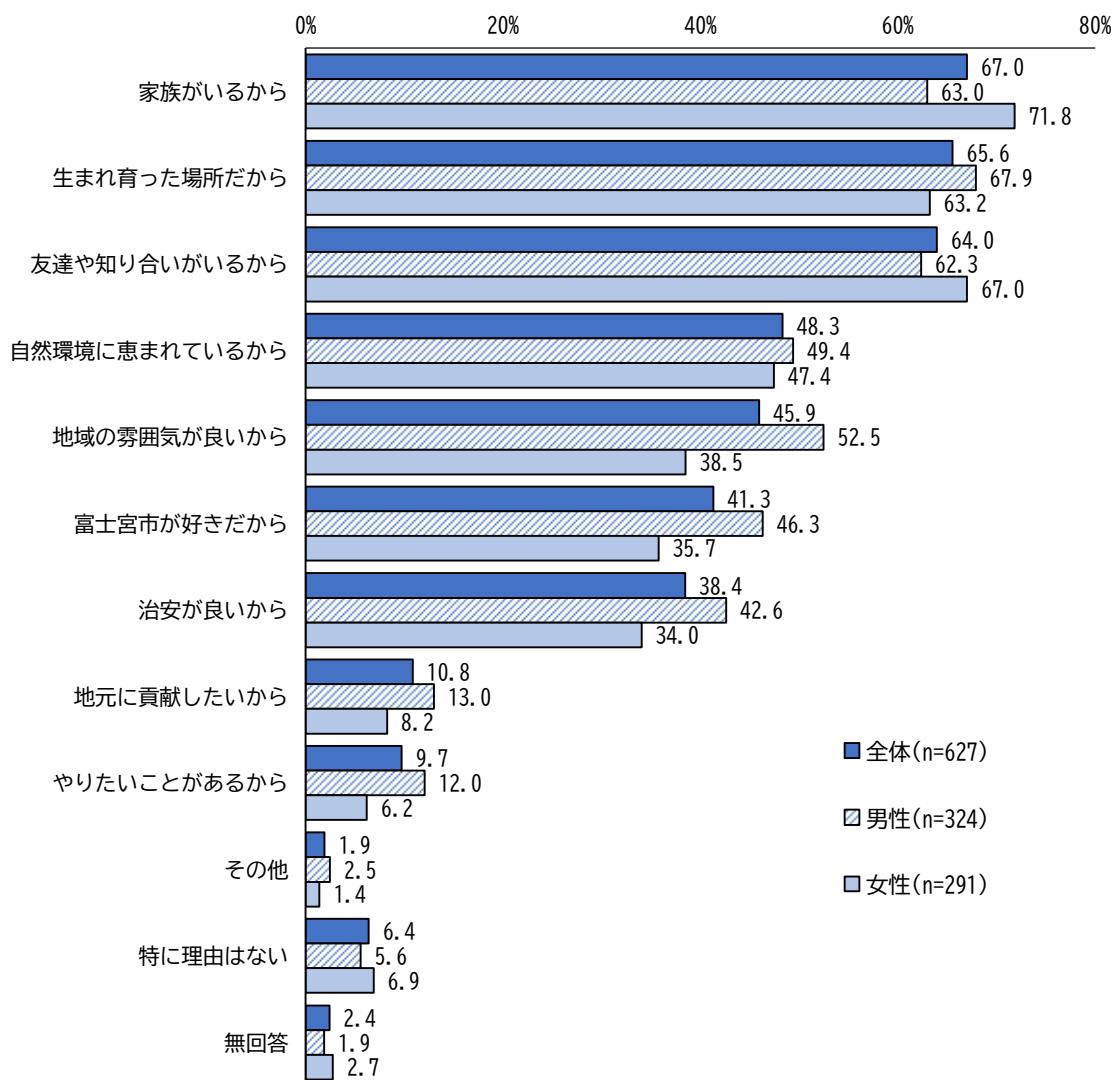


②富士宮市に住み続けたい・戻ってきたい理由

富士宮市に住み続けたい・戻ってきたいと思う理由について、「家族がいるから」が67.0%で最も高く、次いで「生まれ育った場所だから」が65.6%、「友達や知り合いがいるから」64.0%などが続きます。

性別で比較すると、「地域の雰囲気が良いから」や「富士宮市が好きだから」は男性が女性を上回り（各14.0／10.6 ポイント差）、「家族がいるから」は女性が男性を上回ります（8.8 ポイント差）。

富士宮市に住み続けたい・戻ってきたい理由【全体／性別】

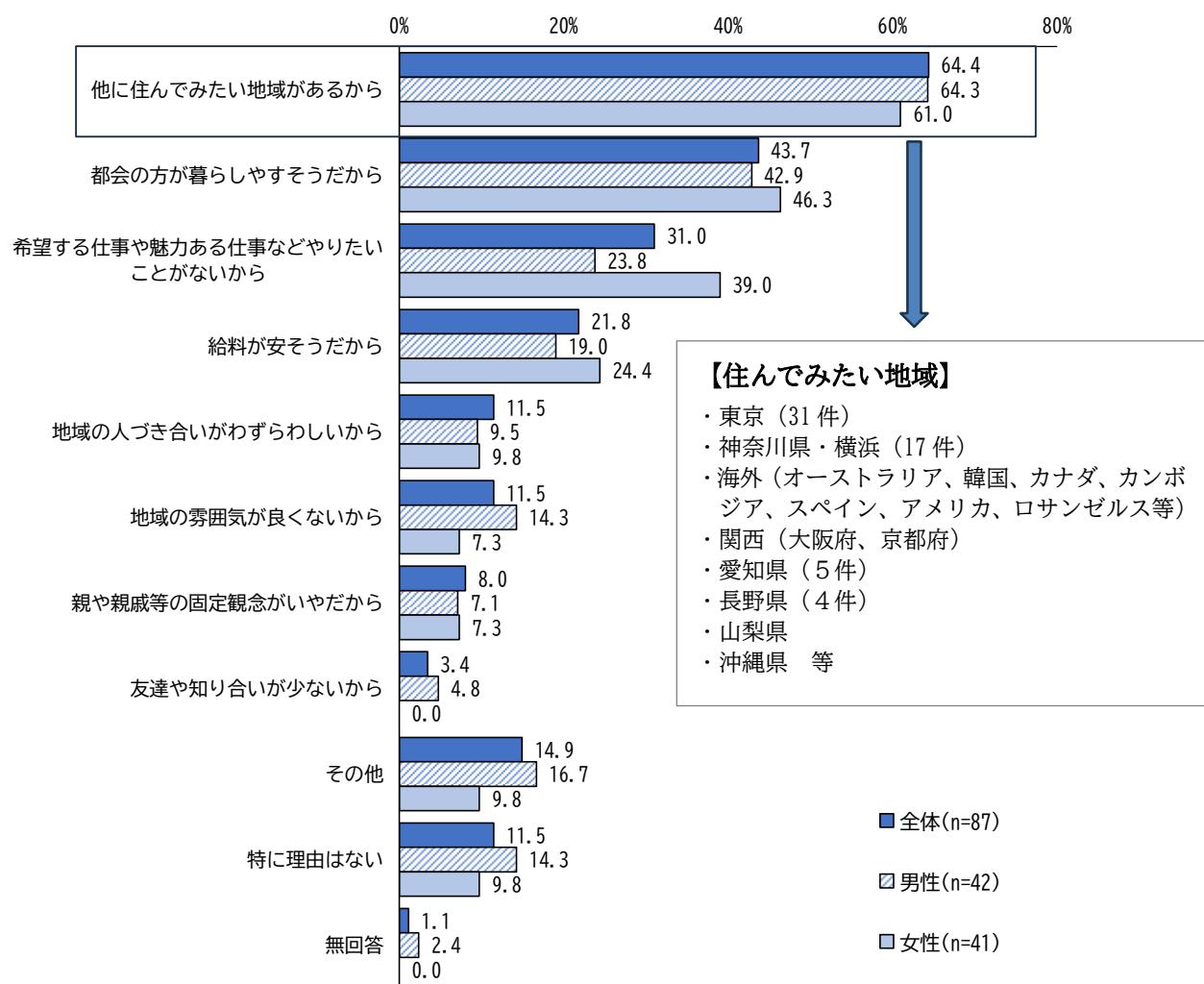


③富士宮市に住みたくない理由

富士宮市に住みたくないと思う理由について、「他に住んでみたい地域があるから」が64.4%で最も高く、次いで「都会の方が暮らしやすそうだから」が43.7%、「希望する仕事や魅力ある仕事などやりたいことがないから」31.0%などが続きます。

性別で比較すると、「希望する仕事や魅力ある仕事などやりたいことがないから」は女性が男性を大きく上回ります（15.2 ポイント差）。

富士宮市に住み続けたくない理由【全体／性別】



3 プランの重点課題と横断的視点

社会情勢の変化や国・県の動向、各種データから見る本市の現状、アンケート調査結果、施策の取組状況や指標の達成状況等から把握された本プランの重点課題と方向性は次のとおりです。

(1) 女性に選ばれるまち富士宮の実現

若年女性の流出は、全国の地方都市、静岡県における課題となっていますが、本市においても例外ではありません。本市の人口動態をみると、進学・就職のタイミングで転出超過となっていることが確認できます。

また、中学生調査の結果からは、中学2年生の段階で富士宮市に住み続けたくない理由として「希望する仕事や魅力ある仕事などやりたいことがないから」と考える女性が男性に比べ多くなっています。

以上のことを受け、これから進学や就職を迎える若い世代に向けて、「女性の活躍を推進している」、「働き方改革に取り組んでいる」、「男性の育児休業取得促進により、性別にかかわらずワーク・ライフ・バランスの実現に取り組んでいる」など、市内の魅力的な企業・事業所の情報を積極的にPRすることで、市内に住み続ける、あるいは市外に進学しても、戻ってくることのできる富士宮市を目指すことが重要です。

(2) 男性の家事・育児等への参画と両輪で進める女性活躍の推進

国勢調査をはじめとする統計データや各種調査結果からも、特に若い世代では共働き家庭が主流となっています。

しかし、市民意識調査の結果では、家庭生活における男女の平等感について不平等を感じる女性が多くなっており、家事・育児・介護等の役割分担の希望は男女ともに「夫と妻が同じくらい」とする人が多い一方で、実際の分担は女性に偏っている状況がうかがえます。

そのような中で経済分野・地域活動における女性活躍の推進だけを進めようとすれば、女性の負担が増加し、家庭生活や職場、地域活動の場における男女の平等感が一層損なわれる恐れがあります。

そのため、女性活躍の推進は男性の家事・育児等への家庭への参画促進と両輪で進めることが重要です。

(3) 女性人材の登用・育成による地域の活性化

少子高齢化が進行するなかで、今後も生産年齢人口の減少が予想され、企業・事業所における人材の確保が急務となっています。

本市の女性の労働力率は年々上昇しているものの、全国的には浅くなっていると言われる「M字カーブ」（子育て世代に当たる年代の女性の労働力率が低下する現象）の谷が、反対に深くなっています。また、国勢調査によると子育て期以降の女性では非正規雇用の割合が高くなっています。

国においても、男女間の賃金格差、企業における女性管理職割合の低さなど、経済分野におけるジェンダーギャップ（男女間の賃金の差異、性別による役割分担意識などの性別による格差）が課題と指摘されています。

事業所調査においては、女性管理職はいないとする事業所が半数を占め、女性の管理職登用についても「自然増に任せるべき」との消極的な意見が目立ちます。

以上のことを受け、経営層のアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消に向けた情報発信や啓発が重要です。



以上、本プランにおける3つの重点課題と方向性を受け、「全ての人が希望に応じて活躍出来る環境づくりの推進」を横断的視点に定め、施策や事業などの具体的な取組を推進します。

本プランの横断的視点

全ての人が希望に応じて活躍できる環境づくりの推進

第4章 プランの基本的な考え方

1 基本理念と目指す姿

本プランは、男女共同参画社会の実現を目的に、「富士宮市男女共同参画推進条例」第3条に掲げる基本理念に基づき、市、市民、事業者及び団体等の協働により、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものであり、これまで3次にわたりプランの策定と推進を図ってきました。

本プランにおいては、条例等に基づく考え方を基本に、目指す姿を第3次プランから継承・発展させ、次のように定めます。

目指す姿

だれもが尊重され個性と能力を發揮できるまち

富士宮市男女共同参画推進条例における基本理念(第3条)

(1) 男女の人権の尊重

男女が共に、人としての尊厳が重んぜられること、性別による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を發揮する機会が確保されること、人権侵害である身体的、精神的、性的暴力等あらゆる暴力が根絶されること、その他の男女の人権が尊重されること。

(2) 性別による固定的な役割分担意識にとらわれない自由な選択

性別による固定的な役割分担意識を反映した社会における制度又は慣行を見直し、男女が社会における活動において自由な選択ができるここと。

(3) 政策等の立案及び決定に参画する機会の確保

男女が、社会の対等な構成員として、市又は事業者における政策又は方針の立案及び決定に共に参画する機会が確保されること。

(4) 家庭生活における活動と職業生活その他の社会における活動との両立

男女が、家庭は全ての分野にかかわる重要かつ基本的な場であるとの認識に立ち、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての責任を持ち、その役割を円滑に果たすとともに、職業生活その他の社会生活における活動とが両立できること。

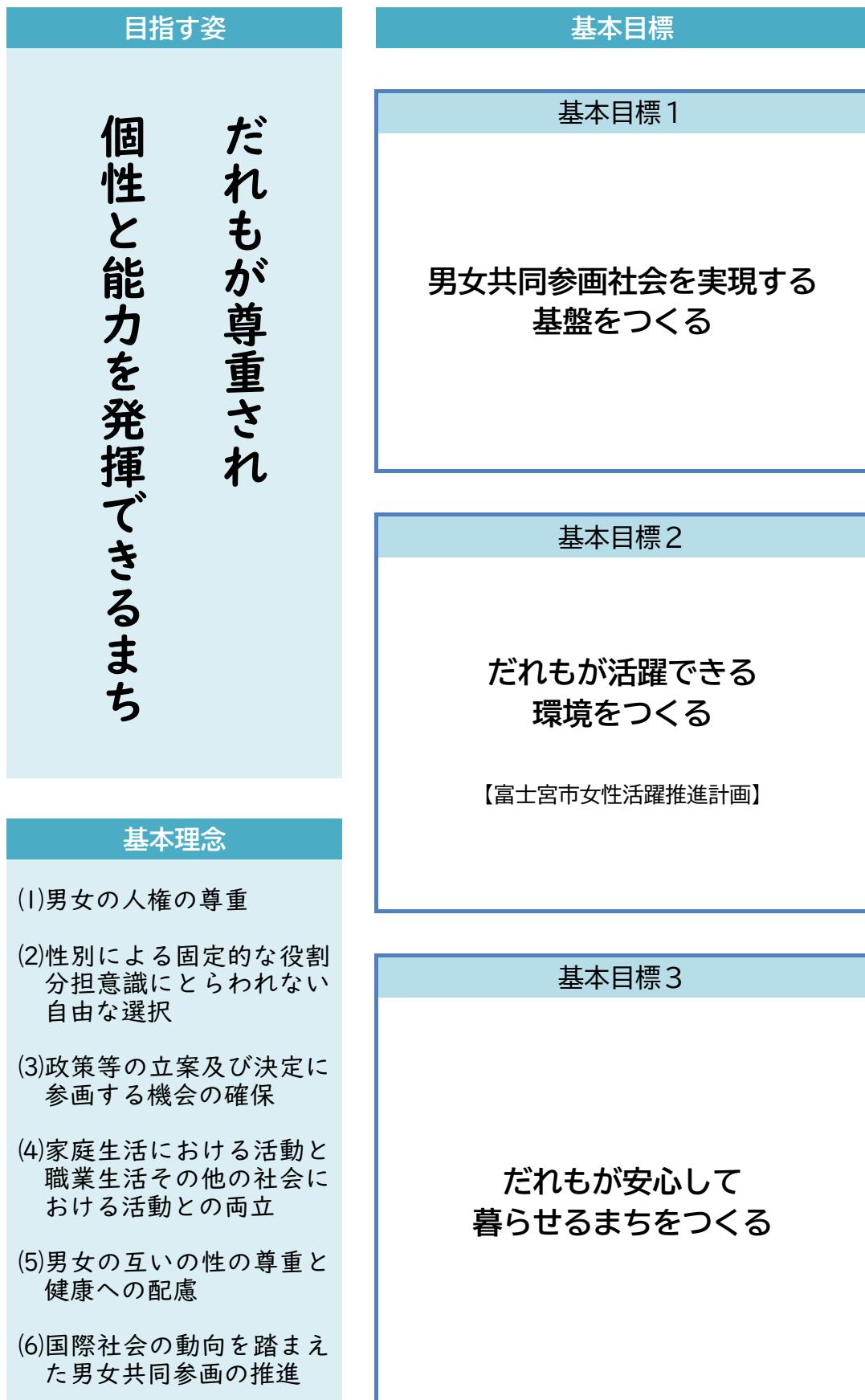
(5) 男女の互いの性の尊重と健康への配慮

男女が、互いの性について理解を深め、尊重し合うとともに生涯にわたる心身の健康に配慮されること。

(6) 国際社会の動向を踏まえた男女共同参画の推進

男女共同参画の推進が、国際的視野で取り組むべき課題でもあることを認識し、国際社会の動向を踏まえて行われること。

2 プランの体系



基本方針	施 策
1 ジェンダー・ギャップ解消に向けた意識の変革	(1)男女共同参画を推進するための啓発と情報発信
2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	(1)男女共同参画に関する教育・学習の支援 (2)教育の場における男女共同参画の推進
3 地域における男女共同参画の推進	(1)男女共同参画の視点に立った防災活動の推進 (2)地域活動における男女共同参画の推進
1 女性活躍の場の拡大	(1)女性のチャレンジ支援【重点】 (2)意思決定過程への女性参画・登用の促進
2 働き方改革と男女ともに働きやすい職場づくり	(1)企業の人材の確保と育成の支援 (2)働き方の見直しと職場環境の整備 (3)仕事と育児・介護との両立への支援
3 男女の協力で実現するワーク・ライフ・バランス	(1)男性の家事・子育て・介護への参画促進【重点】 (2)子育て支援・介護サービスの推進
1 ジェンダーに基づく暴力の防止・根絶	(1)DV防止対策の推進と被害者への支援 (「富士宮市困難な問題を抱える女性への支援及びDV対策基本計画」のDV対策施策と整合)
2 だれもが安心して暮らせるまちづくり (「富士宮市困難な問題を抱える女性への支援及びDV対策基本計画」の女性支援施策と整合)	(1)性の多様性・ダイバーシティへの理解促進 (2)高齢者や外国人等への支援 (3)生活に困難を抱える方やひとり親世帯への支援
3 生涯にわたる心身の健康づくり	(1)性や生殖に関する理解の促進 (2)妊娠・出産・子育て期までの切れ目のない支援 (3)性差やライフコースに応じた健康支援

3 成果指標

基本目標1 男女共同参画社会を実現する基盤をつくる

項目	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
固定的な性別役割分担意識に反対する人の割合	81.6%	85%
子どもの進路や職業の選択の際に性別を意識しない人の割合	62.6%	67%
公立小中学校の役職者（校長・教頭）における女性の割合	17.9%	20%
富士宮市防災指導員における女性指導員の割合	0%	25%
避難所運営委員会における女性役員を登用した地区数	72区（57.6%）	80区（64%）
区長と町内会長に占める女性の割合	3.56%	4.45%
男女共同参画（ジェンダー平等）の認知度（内容まで知っている）	35.7%	38%

基本目標2 だれもが活躍できる環境をつくる

項目	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
「ふじのくに女性応援会議」への参加事業所数	3社	10社
結婚や出産・育児にかかわらず、ずっと職業を持ち続ける方がよいと考える人の割合	47.7%	55%
審議会等の委員に占める女性の割合	30.6%	35%
市職員の管理職に占める女性の割合	27.3%	令和6年度以上 (現在策定中の特定事業主行動計画において目標値を定めることになるため、同計画策定後に目標値を明記する。)

項目	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
家族経営協定の締結者に占める女性の割合	33.6%	35.2%
市男性職員の育児休業取得割合	55.6%	令和6年度以上 (現在策定中の特定事業主行動計画において目標値を定めることになるため、同計画策定後に目標値を明記する。)
積極的に育児をしている父親の割合（3歳児）	68.7%	80%
待機児童数	0人	0人を維持

基本目標3 だれもが安心して暮らせるまちをつくる

項目	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
デートDV講座を実施する学校数	5校	年4～5校
DV、デートDVに関する相談窓口を1つも知らない人の割合	22.4% (令和3年度)	10%以下
認知症サポーター数	20,187人	26,000人
健康寿命（平均自立期間）	男性 79.8年 女性 84.4年	男性 80.8年 女性 85.3年
子宮頸がん検診受診率	21.9%	25%
乳がん検診受診率	21.6%	25%

第5章 プランの内容

基本目標1 男女共同参画社会を実現する基盤をつくる

基本方針 1 ジェンダー・ギャップ解消に向けた意識の変革

ジェンダー・ギャップとは、男女の違いにより生じる様々な格差のことを指します。世界経済フォーラムが毎年公表している各国の男女格差の度合いを示す「ジェンダー・ギャップ指数」(Gender Gap Index: 経済、教育、健康、政治の4つの分野のデータから作成される)の令和7(2025)年における日本の順位は、148か国中118位と、先進国において最低レベルとなっています。

【現 状】

○市民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方に対する「反対」と「どちらかといえば反対」の合計の割合は、前回調査では72.1%であったのに対し、今回調査では81.6%となるなど、固定的な性別役割分担意識については解消に向けて進みつつあることがわかります。

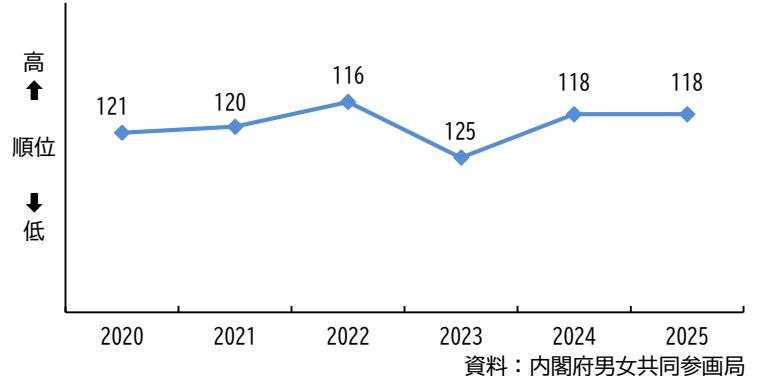
○一方で、各分野における男女の平等感については、『男性優遇』との回答は<政治の場>で8割、<社会通念や慣習・しきたり>、<社会全体>で7割を超えており、また、性別では女性で<法律や制度の上で><家庭生活で>において男女平等になっていないと感じる人が多くなっています。

【課 題】

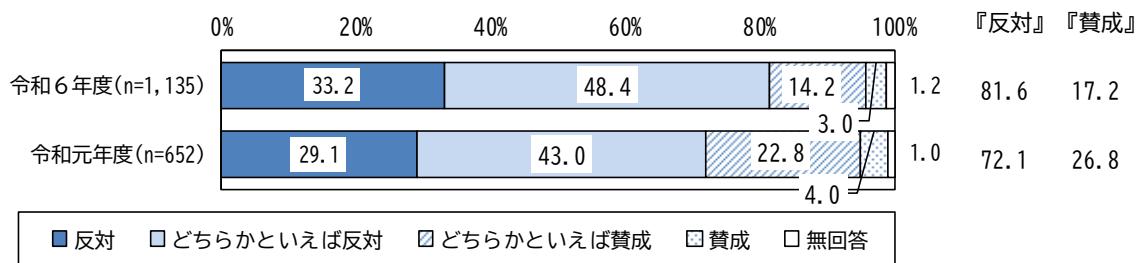
●生活のさまざまな場面において、性別による不平等の解消に向けた意識啓発が必要です。

ジェンダー・ギャップ指数における日本の順位と推移

2025		
118位/148か国		
順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.926
2	フィンランド	0.879
3	ノルウェー	0.863
4	英国	0.838
5	ニュージーランド	0.827
9	ドイツ	0.803
32	カナダ	0.767
35	フランス	0.765
42	米国	0.756
85	イタリア	0.704
101	韓国	0.687
103	中国	0.686
118	日本	0.666



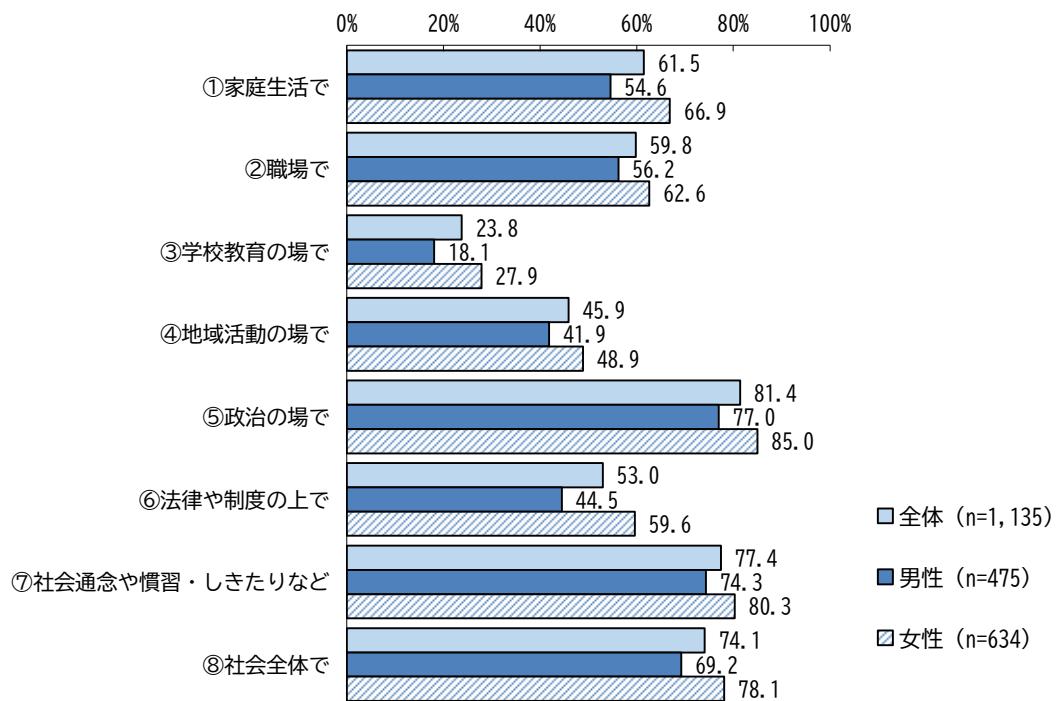
「男は仕事、女は家庭」という考え方について【経年比較】



※前回調査（令和元年度）は「わからない」を除き再集計。

資料：令和6年度 男女共同参画に関する市民意識調査

各分野の男女の平等感（『男性が優遇』の割合）の比較【性別】



資料：令和6年度 男女共同参画に関する市民意識調査

【施 策】

(1)男女共同参画を推進するための啓発と情報発信

暮らしの様々な場面におけるジェンダーギャップ・固定的な性別役割分担を解消し、男女共同参画社会を実現するために啓発と情報発信を行います。

番号	主な取組・事業	内容	担当課
1	男女共同参画に関する講演会等の実施	男女共同参画についての市民の理解を深め、意識の醸成を図るため講演会やセミナーを実施します。	市民交流課
2	男女共同参画に関する啓発活動	市のホームページ、パネル展、チラシ配布などにより、男女共同参画に関する啓発を行います。	市民交流課
3	男女共同参画に関する情報の収集と発信	男女共同参画センターや図書館において、男女共同参画に関する国内外の情報を収集し、市民に発信します。	市民交流課 中央図書館
4	市の刊行物やホームページ等における男女共同参画の視点への配慮	市の広報紙やホームページ、公式 SNS 等の内容や表現がジェンダーの視点に配慮されたものになるよう各課へ指導・確認を行います。	広報課

男女共同参画について学ぶことで、性別による固定観念にとらわれず、自身の能力や希望に応じ、仕事、家庭、地域活動などにおいて多様な生き方を選択することにつながります。また、学校や家庭における教育は、こどもたちが成長する過程において、性別による固定的な役割分担にとらわれない意識を育み、性別にかかわらず個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の基盤を形成する上で大切なものです。

【現 状】

○市民意識調査では、各分野における男女の平等感について＜学校教育の場＞で「男女平等」が6割を超え、最も平等であると認識されています。また、子どもの育て方についても、「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てるのがよい」という、性別により育て方を分けた方がよいという考え方や、子どもの進路や職業の選択の際に性別を意識する割合はいずれも前回調査に比べ低下しています。

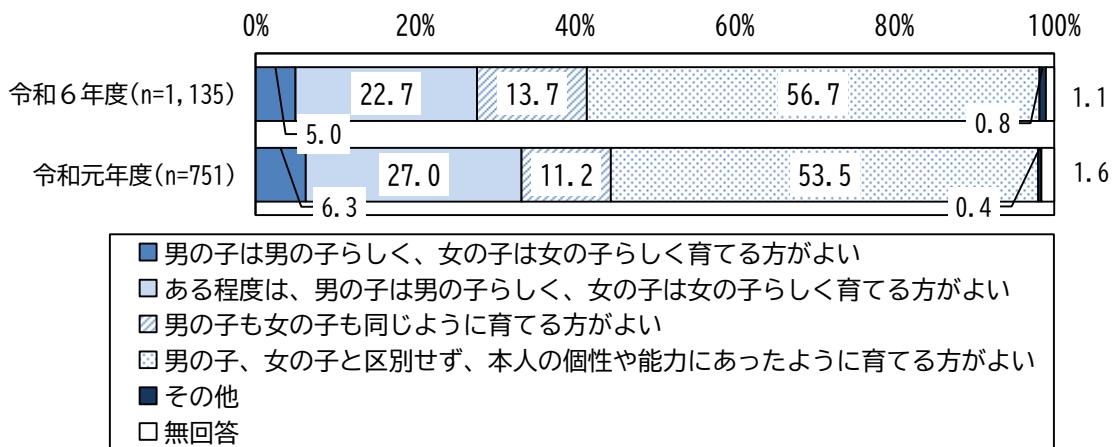
○中学生調査においても、「女（男）らしく」等と言われた経験は前回調査に比べ大きく減少しています。

【課 題】

●こどもにとって身近な大人である保護者や教員の無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）や固定的な性別役割分担意識にもとづく何気ない言動が、子どもの男女共同参画への意識、進路・生き方等に影響を与える可能性があることから、保護者をはじめ教育・保育関係者を対象とした学習機会の提供や啓発に取り組むことが重要です。

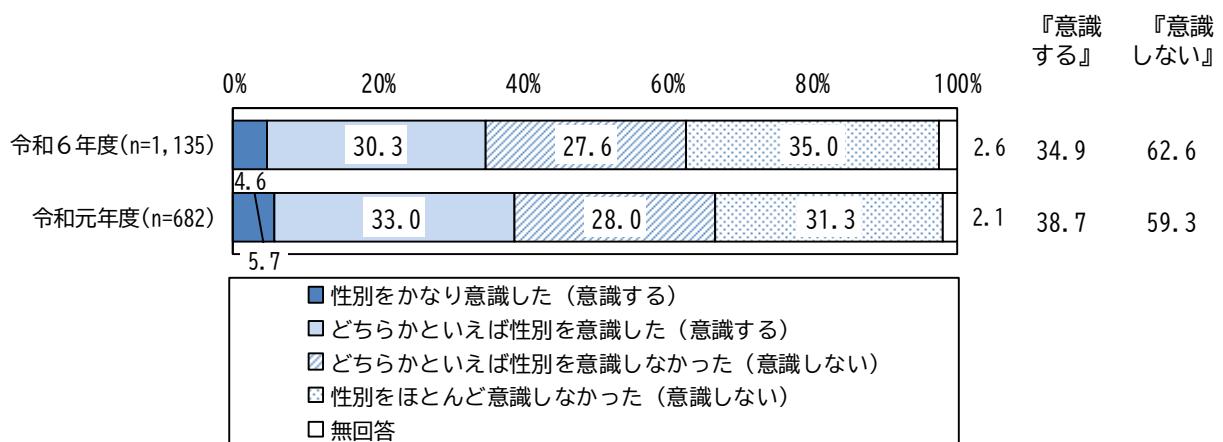
●次代を担うこどもたちに対しては、人権の尊重を基本に男女平等の重要性を指導とともに、性別にとらわれない主体的な進路選択を行う力を育むための教育を推進することが必要です。

子どもの育て方についての考え方 【経年比較】



資料：令和6年度 男女共同参画に関する市民意識調査

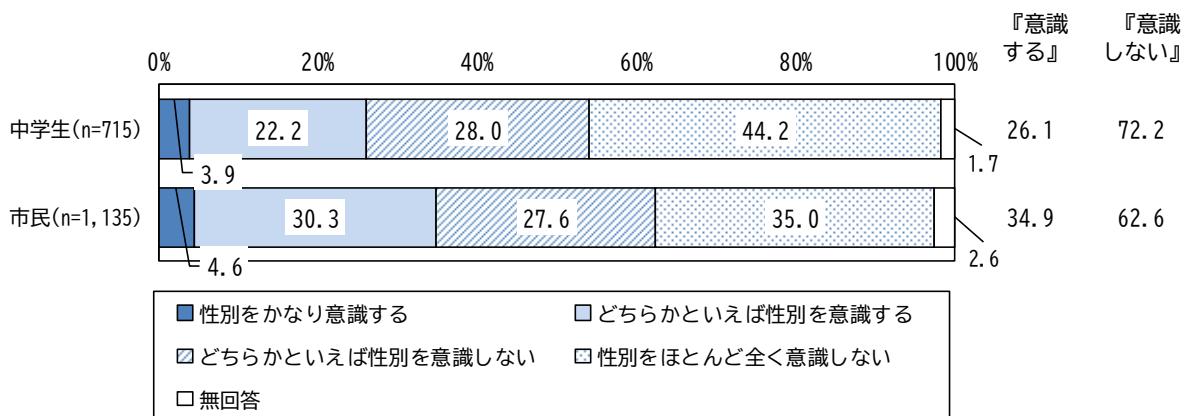
子どもの進路や職業の選択の際に性別を意識する割合【経年比較】



※令和元年度（前回調査）は、「わからない」を除き再集計。

資料：令和6年度 男女共同参画に関する市民意識調査

進路や職業の選択の際に性別を意識する割合【調査間の比較】

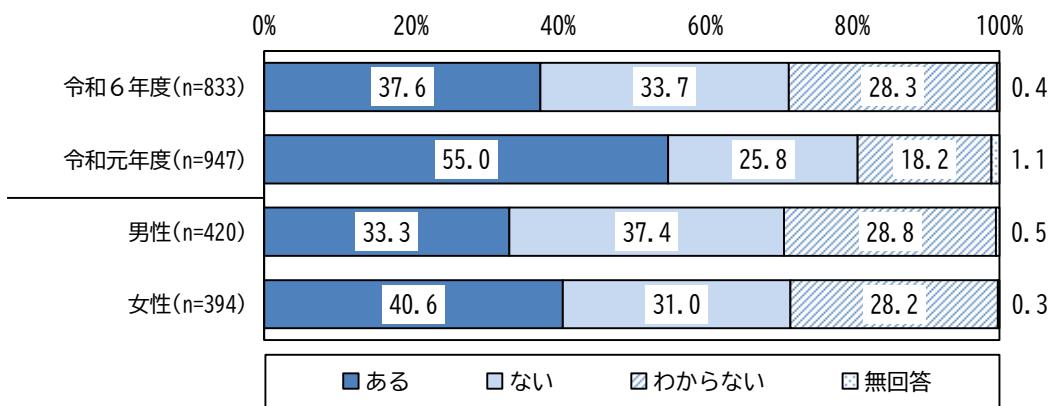


※中学生調査は「わからない」を除き再集計

※市民意識調査の選択肢は、「性別をかなり意識した（意識する）」「どちらかといえば性別を意識した（意識する）」「どちらかといえば性別を意識しなかった（意識しない）」「性別をほとんど意識しなかった（意識しない）」となっている。

資料：令和6年度 男女共同参画に関する市民意識調査（市民・中学生）

「女(男)らしく」等と言われた経験の有無【経年比較／性別】



資料：令和6年度 男女共同参画に関する市民意識調査（中学生）

【施 策】

(1)男女共同参画に関する教育・学習の支援

市民が男女共同参画について理解を深めることができるように、子育てや仕事をしながらでも参加しやすい学習の場を提供します。

番号	主な取組・事業	内容	担当課
1	男女共同参画の視点に立った家庭教育学級の開催	家庭教育学級において、男女共同参画についての理解を深め、意識を高めることのできる内容を取り入れるとともに、男性も参加しやすくなるよう工夫を行います。	社会教育課
2	男女共同参画に関する市民向けの学習機会の提供	セミナーや生涯学習講座により、男女共同参画の意識を高める学習機会を提供します。	市民交流課 社会教育課
3	託児付き講座・教室の実施	子育て世代が学習・スポーツ活動に参加できるよう、託児付きの講座や教室等を開催します。	市民生活課 市民交流課 社会教育課 スポーツ振興課 中央図書館

(2)教育の場における男女共同参画の推進

子どもの頃から人権・男女共同参画についての理解を深めるとともに、性別にかかわらず多様な選択を可能にする教育を推進します。

番号	主な取組・事業	内容	担当課
1	保育士・教職員を対象とした研修・啓発	保育士・教職員を対象とした研修やジエンダーチェックの実施により、男女共同参画意識の向上を図ります。	保育支援課 学校教育課
2	男女共同参画の視点に立った学校・学級の運営	全ての小中学校において、男女共同参画の視点に配慮した学級活動、学校運営を行います。	学校教育課
3	人権教育を基盤とした学習の推進	児童生徒の人権や多様性の尊重への意識を高めるため、県教育委員会作成の手引きを活用した授業を実施します。	学校教育課
4	男女共同参画の視点に立った進路指導、キャリア教育の実施	児童生徒が思い描いた将来の夢や職業を、性別にかかわりなく主体的に選択できるよう、個性を理解した上で進路指導やキャリア教育を行います。	市民交流課 学校教育課

防災の意思決定の場に女性がいないことや性別による役割分担意識が根強い地域では、災害対応や復旧・復興で女性の意見やニーズが反映されず、必要な支援・物資が提供されなかったり、避難所運営において男性がリーダー、女性が食事の準備や片付けなど特定の役割が片方の性別に偏ってしまうなど、災害時には平常時における社会の課題が顕在化すると言われています。

令和6（2024）年1月に発生した能登半島地震においても、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」に基づく取組を進めるよう国から関係自治体に要請されています。

【現 状】

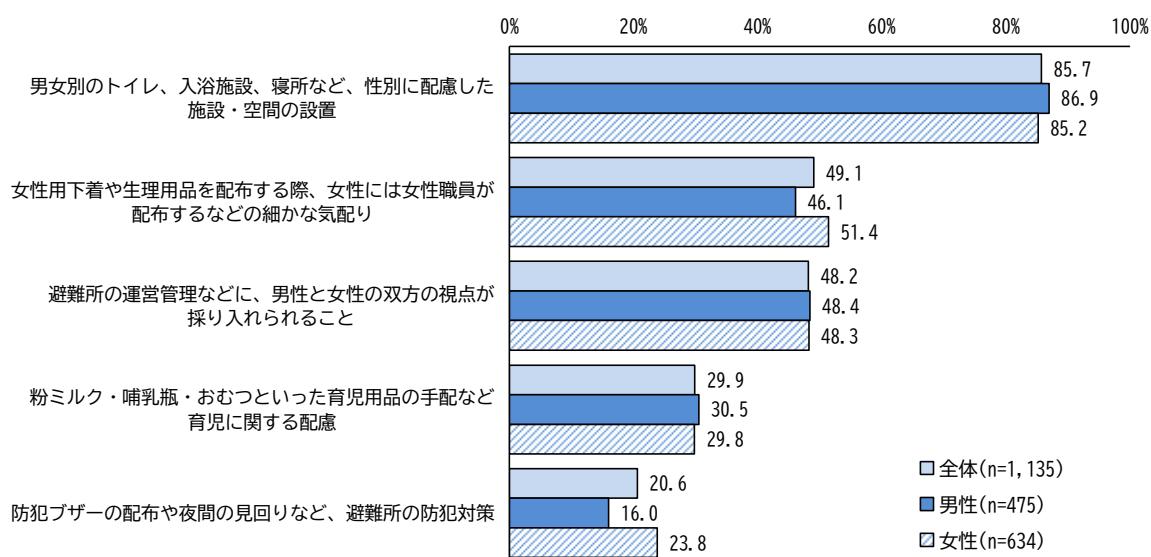
○市民意識調査では、男女共同参画の視点から望ましい避難所での支援について、避難所の防犯対策や女性用の衛生用品配布時の配慮等の回答が女性から多くあげられています。

○市民意識調査では、地域活動全体について、自治会などは男性が主に行うことが多いとともに、女性自身が代表や運営に携わる立場になることに対し、消極的な姿勢であることがうかがえます。実際に、市内の自治会長に占める女性の割合は、令和6（2024）年で125人中1人（0.8%）と低い水準にとどまっています。

【課 題】

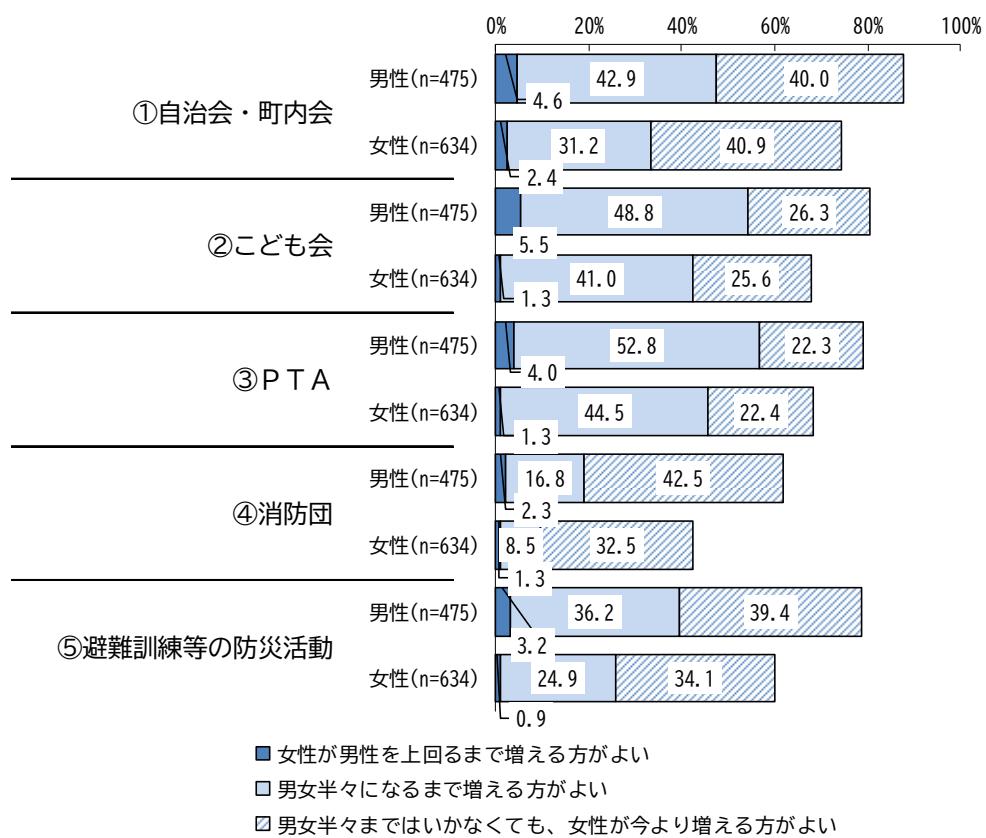
- 避難所運営や備蓄品の選定、防災訓練等の防災活動に女性が積極的に参加する・参加できる環境を整えること、防災分野における意思決定過程への女性の参画が重要です。
- 地域活動等の意思決定過程に女性が参画することは、持続可能で活力ある地域社会の形成にもつながります。慣習やしきたりにとらわれることなく、また、性別にも関わりなくリーダーシップを発揮できるようにするとともに、だれもが活動の担い手として参加しやすい環境づくりを進めることができます。

男女共同参画の視点から望ましい避難所での支援 【性別／上位5項目】



資料：令和6年度 男女共同参画に関する市民意識調査

女性が代表や運営に携わる立場になることについて 【性別】



【施 策】

(1)男女共同参画の視点に立った防災活動の推進

防災体制への女性や若者の積極的な参加の促進と男女共同参画の視点に立った防災活動を推進することで、地域の防災力を高めます。

番号	主な取組・事業	内容	担当課
1	誰もが参加しやすい防災訓練の実施	男女共同参画の視点に立ち、男女ともに様々な役割を担うことができる防災訓練の実施に努めます。	危機管理局
2	男女共同参画の視点を取り入れた避難所の運営・管理体制等の推進	男女双方の視点を取り入れ、多様なニーズを持つ人々に配慮した避難所運営ができるよう、女性がより積極的に参画する運営体制や管理体制を推進します。	危機管理局
3	地域の防災組織における女性の視点を取り入れた備蓄品等の配備の促進	地域の自主防災会等に対し、女性の視点を取り入れた備蓄品等の配備を促す働きかけを行います。	危機管理局
4	新規 女性防災人材の育成支援	国や県の防災に関する研修や講座を女性に積極的に受講していただき、女性防災指導員の育成、支援を行います。	市民交流課 危機管理局

(2)地域活動における男女共同参画の推進

地域活動等において女性が役員などの意思決定過程に積極的に参画することを促進するとともに、男女共同参画を推進する地域活動を支援します。

番号	主な取組・事業	内容	担当課
1	地域活動等の役員への女性の積極的な登用促進	自治会、PTA、NPO等の会長・役員への女性登用が進むよう、女性が参加しやすい仕組みや先進事例の情報提供等により、各団体への働きかけを行います。	市民生活課 市民交流課 社会教育課
2	地域活動団体の支援と連携	男女共同参画センター利用団体連絡会において団体間の交流機会を提供するとともに、利用団体と連携し、男女共同参画週間事業を実施します。	市民交流課

基本目標2 だれもが活躍できる環境をつくる

【富士宮市女性活躍推進計画】

基本方針

1 女性活躍の場の拡大

女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、国、地方公共団体、民間の事業主の各主体における責務等を定めた「女性活躍推進法」が平成28（2016）年4月から施行されましたが、我が国の男女間の賃金や女性の管理職登用等の格差は依然として大きい状況にあることから、更なる推進に向けた取組が進められています。

【現 状】

○市民意識調査では、女性が働くことへの考え方について「結婚や出産・育児にかかわらず、ずっと職業を持ち続ける方がよい」（就労継続型）の割合が、平成26（2014）年度の前々回調査から一貫して増加を続けています。しかしながら、「出産・育児期間は仕事をやめ、子どもが成長したら再び職業を持つ方がよい」（一時中断型）と回答する人の割合は、依然として国や県の結果を大きく上回っており、中学生調査でも同様の回答が多くなっています。

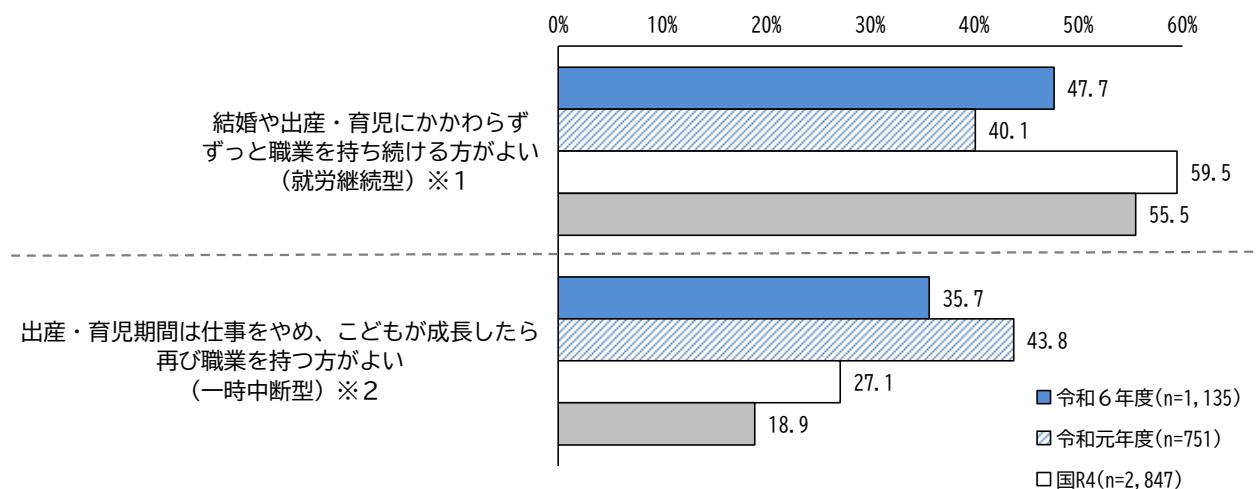
○国勢調査によると、本市の女性の労働率は上昇していますが、子育て世代に当たる30代後半以降の女性で非正規雇用の割合が高くなっています。

○女性の管理職登用について、事業所調査の結果では、管理職（部・課長級）に占める女性の割合である女性管理職がいない事業所が半数を占めています。女性管理職登用の課題は「必要な知識や経験、判断力等を有する女性がいない」が約3割、「女性が希望しない」「家庭があるので責任ある仕事に就けられない」などの回答が続きます。

【課 題】

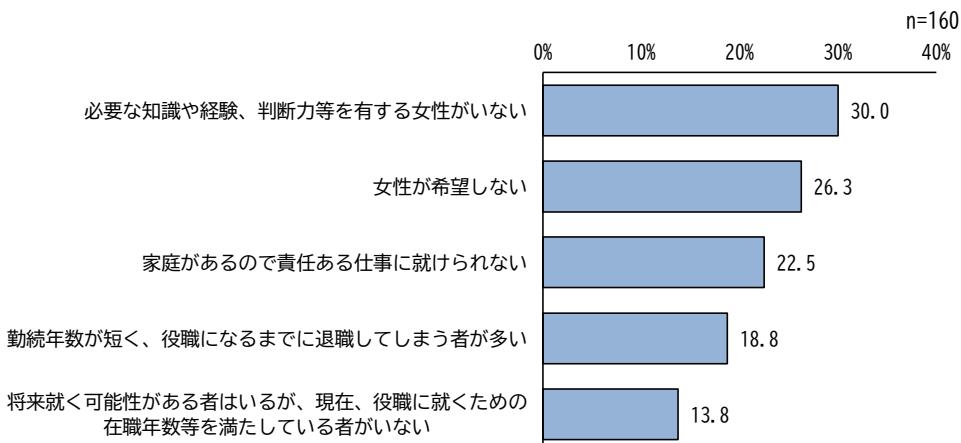
●女性一人一人が、ライフステージに応じた働き方や職業を選択でき、必要な経験やスキルを身に付けながら経済的に自立できる環境を整えるとともに、様々な方針決定過程に女性が参画していくことが、女性活躍の場を広げるために重要です。

女性が働くことへの考え方について 【経年比較／国・県との比較】



資料：令和6年度 男女共同参画に関する市民意識調査

事業所における女性管理職登用の課題(上位5項目)



資料：令和6年度 男女共同参画に関する事業所調査

【施 策】

(1)女性のチャレンジ支援【重点】

就労や起業または地域での活躍を希望する女性や女性活躍を推進する企業に対する支援を行うことで、女性がチャレンジできる場や機会を広げます。

番号	主な取組・事業	内容	担当課
1	新規 市内企業の「ふじのくに女性活躍応援会議」への参加促進	静岡県内の産業界における女性活躍を推進する官民一体のネットワークである「ふじのくに女性活躍応援会議」への市内企業の参加を促進します。	市民交流課 商工振興課
2	追加 富士宮市女性応援会議の開催	働くことを望む女性がライフスタイルに合った働き方を実現するための施策の推進に向けた取組について検討します。	市民交流課
3	女性の起業・創業支援	関係機関と連携し、女性の起業・創業に関する相談会やセミナーの開催、関連する情報の提供を行います。	商工振興課
4	女性の再就職の支援	関係機関と協力し就職希望者を対象とする相談やセミナーの情報をホームページやチラシ配布などで情報提供を行います。	商工振興課
5	女性農業経営者の育成支援	家族経営協定の締結の促進をはじめ、県が主催する各種講座や「ふじのくに農業女子会」等の周知や農業に関する講座や講習会を行うことで、女性農業経営者の育成を支援します。	農業政策課 農業委員会事務局
6	女性に向けた学習機会の提供	再就職に向けた準備や地域活動に生かせるパソコン講座を開催します。	市民交流課

(2)意思決定過程への女性参画・登用の促進

市の審議会や市役所、教育の場における政策・方針決定過程への女性の参画や登用を促進します。

番号	主な取組・事業	内容	担当課
1	市の審議会等への女性の一層の参画促進	団体等からの推薦により審議会等の委員を選出する場合に、団体等に対し、団体の長に限らず女性を含む適任者の選任を働きかけるなど、審議会等への女性の参画を一層促進します。	関係各課
2	市役所における管理職等への女性の登用	富士宮市特定事業主行動計画に基づき、女性職員の活躍に向けた取組を着実に推進します。	人事課
3	教育の場における管理職等への女性の登用	女性教職員が校長や教頭などキャリアアップを目指せるよう、各主任等への積極的な登用や研修に参加しやすい仕組みづくり等、女性人材の育成を推進します。	学校教育課
4	意思決定過程に参画する女性の育成支援	意思決定過程に参画する女性の育成に関する情報を提供します。	市民交流課

少子高齢化の進行により働く人（生産年齢人口）が減少し、社会の成長が阻害されることが懸念されますが、長時間労働の是正や雇用形態による待遇の差の解消をはじめ、働き方改革を推進することで、生産性の向上と多様な人材が活躍できる労働参加拡大の効果があると言われています。

【現 状】

○本市では、若年女性の流出が課題となっており、中学生調査においては、市に住み続けたくない理由として、「希望する仕事や魅力ある仕事などやりたいことがないから」との回答は女性が男性を大きく上回ります。

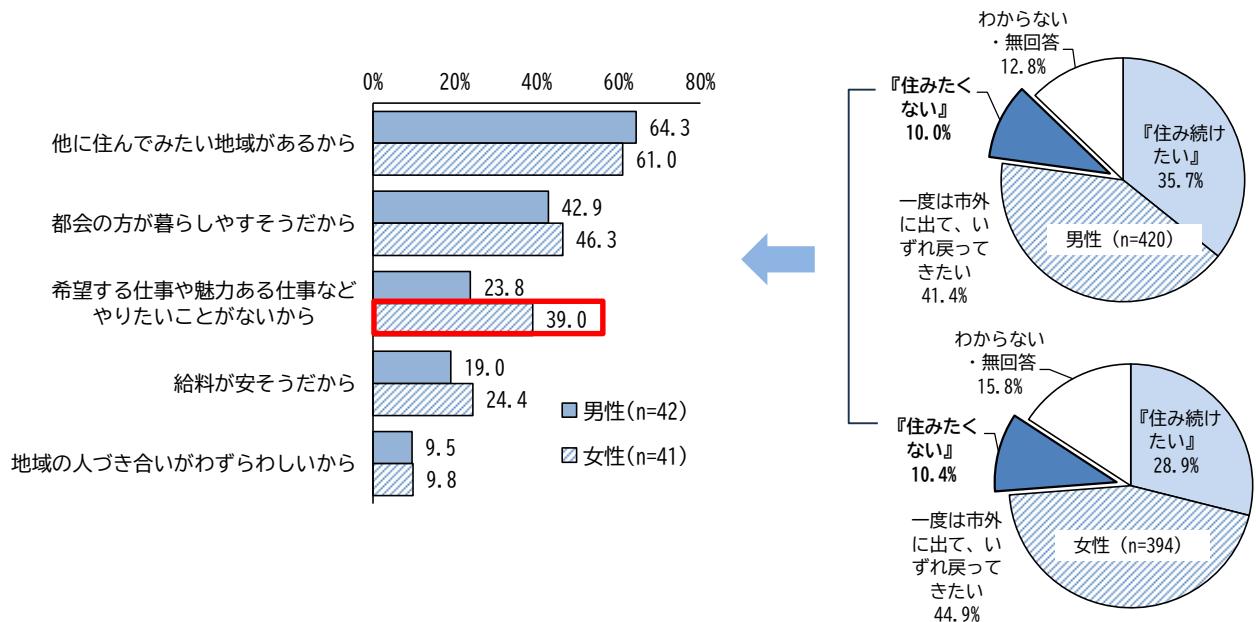
○事業所調査の結果では、各種ハラスメント対策については、<従業員からの苦情・相談があった場合には、真摯かつ迅速に対応している>と回答した割合が9割を超えるものの、事業所規模が小さいほど、その割合は低い傾向が見られます。

○事業所調査の結果では、育児休業の取得人数、平均取得期間ともに女性従業員に比べ男性従業員で少ない・短い傾向が見られました。また、育児・介護休業制度が定着するための主な課題については、「休業中の代替要員の確保」が7割台と突出して多くなっています。

【課 題】

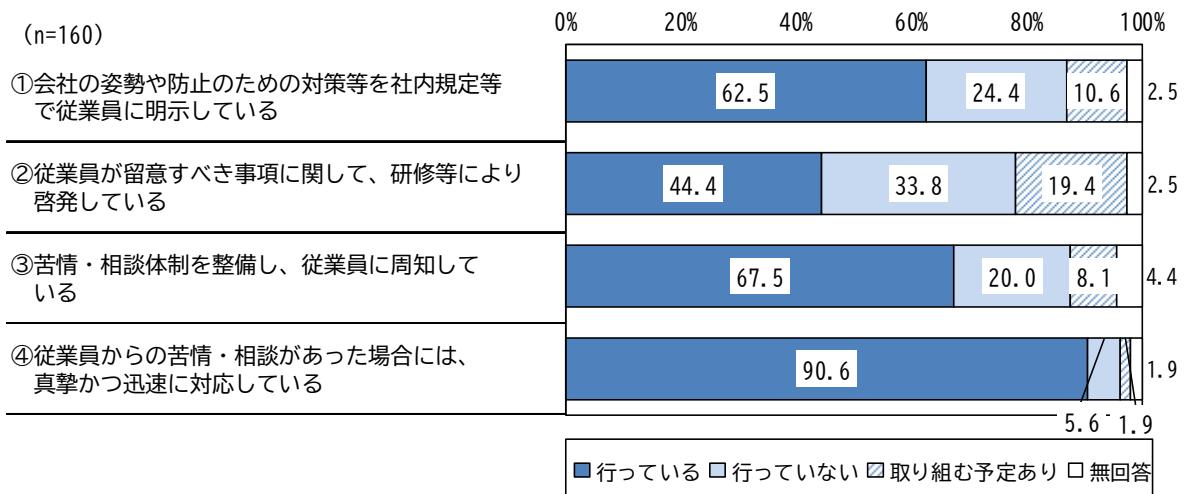
- 活力ある持続可能な社会を実現するためにも、性別に関係なくだれもが意欲や能力を発揮できる職場環境をつくることが重要です。
- 若い女性が働きたいと思える働く場の多様性の確保、県内及び市内企業の積極的な情報発信などが重要となっています。
- 「労働施策総合推進法」や「育児・介護休業法」の改正により、職場における各種ハラスメント防止対策が中小企業においても強化されていることを受け、市が率先して対応するとともに、事業主の義務や必要となる対応についても継続的な周知啓発が必要です。
- 仕事と育児や介護との両立など、労働者側のニーズが多様化するなかで、「女性活躍推進法」や「育児・介護休業法」等の改正により、企業においても柔軟な働き方や仕事と家事・育児・介護の両立に向けた制度の導入が進められつつありますが、代替要員の確保がより難しい小規模事業所への支援をはじめ、従業員の育児休業・介護休業の取得に際し企業が利用できる支援制度に関する周知・情報提供等が求められます。

市への定住意向と市に住み続けたくない理由 【性別】



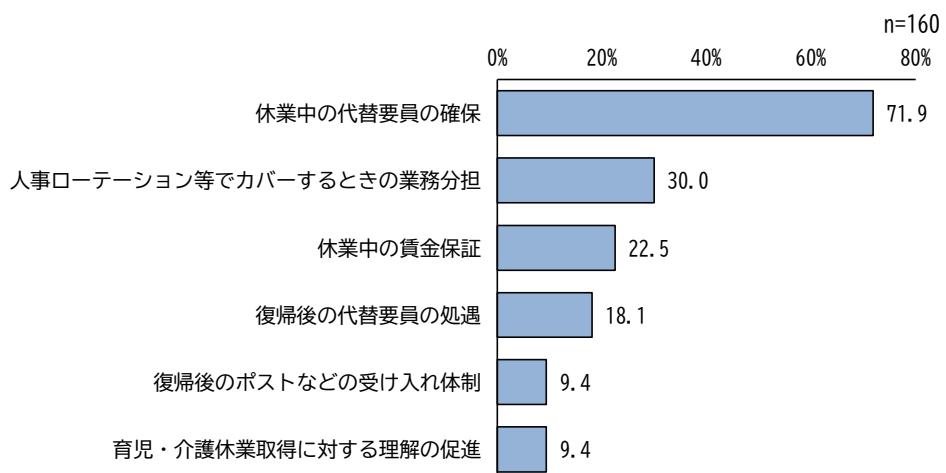
資料：令和6年度 男女共同参画に関する市民意識調査（中学生）

職場における各種ハラスメント対策



資料：令和6年度 男女共同参画に関する事業所調査

育児・介護休業制度が定着するための主な課題【上位5項目】



資料：令和6年度 男女共同参画に関する事業所調査

【施 策】

(1)企業の人材の確保と育成の支援

市内の魅力ある事業所・企業の情報を積極的に発信することで、女性をはじめ、若い世代の市内就労の強化を図ります。

番号	主な取組・事業	内容	担当課
1	<p>追加</p> <p>小中学生への市内企業によるキャリア教育実施の支援</p>	こどもの頃から富士宮市で働く選択肢を持てるよう、小中学校において地元企業による男女共同参画を加味した職業講話を実施します。	商工振興課
2	<p>追加</p> <p>若い世代に向けた市内企業紹介ガイドブックの作成</p>	進学や就職を控える年代が将来の選択の幅を広げられるよう、地元の企業情報をまとめた「富士宮市企業紹介ガイドブック」を作成します。掲載内容の検討にあたっては、女性活躍推進やワーク・ライフ・バランスの視点に配慮します。	商工振興課
3	<p>追加</p> <p>高校生等に向けた企業ガイダンスの開催</p>	若い世代が地元企業を知り、就労のきっかけとなるよう、企業ガイダンスを開催します。その際、性別を問わず参加できるよう工夫を行います。	商工振興課

(2)働き方の見直しと職場環境の整備

市と多様な関係機関が連携し、性別にかかわらず、誰にとっても働きがいのある職場づくりへの取組を推進するとともに、市役所が率先して各種ハラスメントの防止に向けて対応します。

番号	主な取組・事業	内容	担当課
1	追加 市内企業の労働者向けの講座の開催	市内企業で働く人の安全と健康を確保し、働きやすい職場環境を形成するため、労働者向けの講座を開催します。	商工振興課
2	市内企業に向けたセミナーの開催支援	多様性や働き方の見直しが推進され、若者や女性から選ばれる企業となるよう、市内企業に対し、セミナーの開催、または開催等を支援します。	市民交流課 商工振興課
3	追加 持続可能な基盤形成のための中小企業交流	中小企業の相互交流、活性化のために、女性や若い世代発想の商品開発や多様な人材が活躍する企業づくり等を題材に、中小企業懇話会の開催を支援します。	商工振興課
4	ハラスメント防止の啓発	事業所及び学校に向けて、各種ハラスメント防止について注意喚起を促す情報提供や啓発を行います。	商工振興課 学校教育課
5	市役所におけるハラスメント防止体制の整備	職員に対し、各種ハラスメントの防止に関する研修を実施するとともに、相談体制を整備します。	人事課

(3)仕事と育児・介護との両立への支援

企業・事業所に対し、仕事と育児・介護等の両立に関する各種法制度や国・県の実施する助成制度等の両立支援制度に関する周知・情報提供を行います。

番号	主な取組・事業	内容	担当課
1	企業が利用できる両立支援制度等の積極的な周知・情報提供	市内企業・事業所に対し、男女双方への育児・介護と仕事を両立する制度の利用促進や情報提供を行います。	市民交流課 商工振興課
2	市役所における男性職員の育児等休業の取得促進	富士宮市特定事業主行動計画に基づき、市職員の仕事と家庭の両立を目指し、男性職員の育児等の休暇・休業の取得促進と育児参加を支援します。	人事課

全国的に共働き世帯が増加しており、男女がともにワーク・ライフ・バランスを実現できる働き方や生活のあり方が求められています。しかしながら、家事に関わる時間には男女間で大きな差があるため、国においては、男女ともに誰もが希望に応じて仕事と家事・育児を両立できる社会の実現に向けた取組を推進しています。

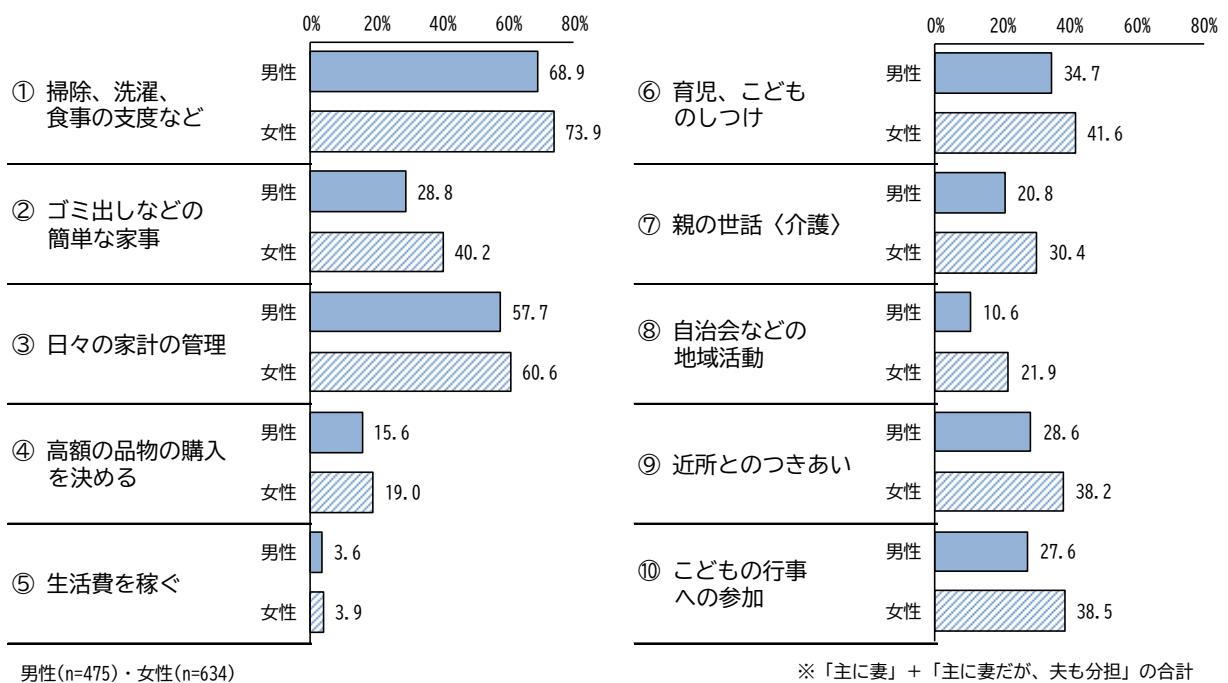
【現 状】

- 国勢調査によると、本市の夫婦のいる一般世帯のうち共働き世帯が半数を占めています。
- 市民意識調査及び中学生調査では、夫婦の家庭での役割分担について、現状では家事や子育ては主に妻（母）、生活費を稼ぐことや地域活動は主に夫（父）が行うことが多くなっています。一方で、男女ともに家庭での役割を分担することが望ましいと考えている人が多くなっています。
- 市民意識調査では、ワーク・ライフ・バランスを実現するために職場・家庭等で必要だと思う取組については、性別では「配偶者（又はパートナー）が家事・育児・介護に参加してくれること」の割合は、女性が男性を大きく上回ります。

【課 題】

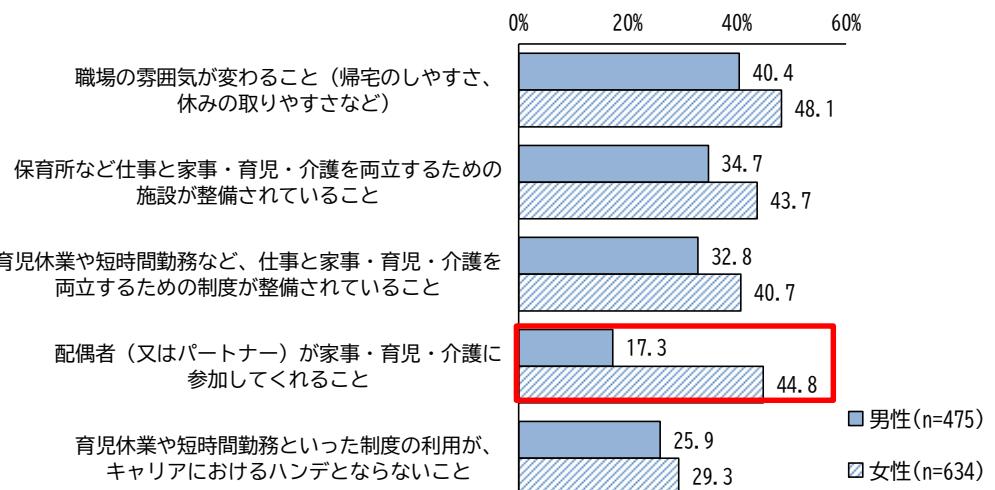
- 共働き世帯が増加する一方で、家庭内の家事・育児等の分担については、未だ女性に偏っている状況がみられます。家庭における男女の平等感の向上に向けて、性別を問わず、ともに家事や育児等にも参加できるよう、家族全体で協力し合う意識の醸成と実践によりワーク・ライフ・バランスを実現することが重要です。
- 市民が利用できる子育てや介護に関する各種制度やサービスについて、必要とする人が必要とするときに利用できるよう、わかりやすい情報提供を行うことが求められます。

夫婦の家庭での役割分担について(『主に妻※』の割合)【性別】



資料：令和6年度 男女共同参画に関する市民意識調査

ワーク・ライフ・バランスを実現するために職場・家庭等で必要だと思う取組【上位5項目・性別】



資料：令和6年度 男女共同参画に関する市民意識調査

【施 策】

(1)男性の家事・子育て・介護への参画促進【重点】

生活における男女の役割分担や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）について考える機会、情報の提供により男性の家事・子育て・介護への参画を促進します。

番号	主な取組・事業	内容	担当課
1	男性の家庭参画促進に関する情報発信・啓発	家庭内で家事・子育てを分かち合うことのメリットや重要性を理解するための情報を収集・発信し、男性の育児・家事などへの参画を促進します。	市民交流課 社会教育課
2	男性の家庭参画を促進する講座の開催	男性を対象、あるいは男性が参加しやすい講座・教室等を開催することで、男性の家庭参画を促進します。	市民交流課 社会教育課
3	母子保健事業における男性の育児参画の啓発	もうすぐパパママ学級や母子健康手帳交付時等の機会を捉え、両親が協力して子育てを行うことの大切さについて、情報提供や啓発を行います。	健康増進課
4	男性の子育てへの参画の促進	ホームページなどにより、男性の利用を想定した情報を発信することで、男性の子育て支援施設の利用促進を図ります。	こども未来課
5	男性の学校行事への参画促進	授業参観などの学校行事の開催日を土曜日にするなど、男性が学校行事に参加しやすくなるよう配慮します。	学校教育課
6	男性の介護への参画の支援	男性が介護の知識や技術を学ぶことのできる機会、男性介護者同士の交流や意見交換などができる機会を提供することにより、男性の介護への参画を促進します。また、相談しやすい環境づくりに努めます。	高齢介護支援課

(2)子育て支援・介護サービスの推進

子育て世代に向けた支援、介護者への支援の充実を図り、子育てや介護を社会全体で支えるまちを目指します。

番号	主な取組・事業	内容	担当課
1	保育の提供体制の確保・保育サービスの充実	富士宮市こども計画に基づき、保育施設における保育の提供、保護者のニーズに応じた多様な保育サービスの提供により、保護者の仕事と家庭生活の両立を支援します。	保育支援課
2	地域との連携による子育て支援の推進	地域との連携・協力の下で、保護者のニーズを踏まえたファミリー・サポート・センター事業、放課後児童健全育成事業等の実施により、保護者の仕事と家庭生活の両立を支援します。	こども未来課
3	介護や高齢者福祉サービスの利用促進	介護保険制度に関するパンフレット、ホームページや出前講座などにより制度の普及に努め、介護サービスの適正利用を促進することにより、家庭における介護負担の軽減を図ります。	高齢介護支援課

基本目標3 だれもが安心して暮らせるまちをつくる

基本方針

1 ジェンダーに基づく暴力の防止・根絶

だれもが、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮できるようにするためにには、個人の人権が尊重され、安全に安心して暮らせることが不可欠です。しかし、静岡県及び県内市町の女性相談支援員へ寄せられるDV相談件数は減少しておらず、ジェンダーに基づく暴力の根絶には至っていません。男女共同参画社会を実現する上で重要な課題として、そうした暴力の根絶は、国・地方自治体の責務となっています。

【現 状】

○本市においては、DV防止基本計画に基づき、DVのない社会づくりと被害者の適切な支援や生活再建を目指し、取組を推進してきました。

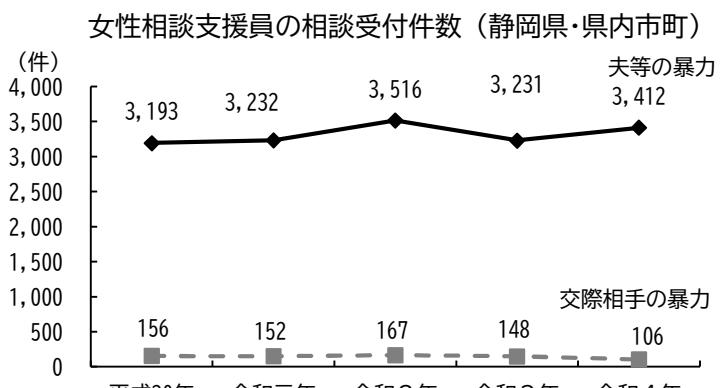
○市民意識調査の結果では、各用語の内容まで知っている割合は「DV」で7割台、「デートDV」で4割台となっています。中学生調査においては、「DV（ドメスティック・バイオレンス）」と「デートDV」で5~6割台となっていますが、性別にみると女性に比べ男性でその割合は低い傾向にあります。

○中学生調査では、デートDVだと思う恋人との間での言動について、常に自分を優先してほしいと言うことや相手の考えを聞かずして決定するなどの項目では「デートDVではない」や「わからない」の割合が高くなっています。

【課 題】

●DV・デートDVなどのジェンダーに基づく暴力は人権を侵害する行為であり、精神的な暴力を含め、あらゆる暴力の防止・根絶に向けた意識啓発や相談しやすい環境づくりが重要となっています。

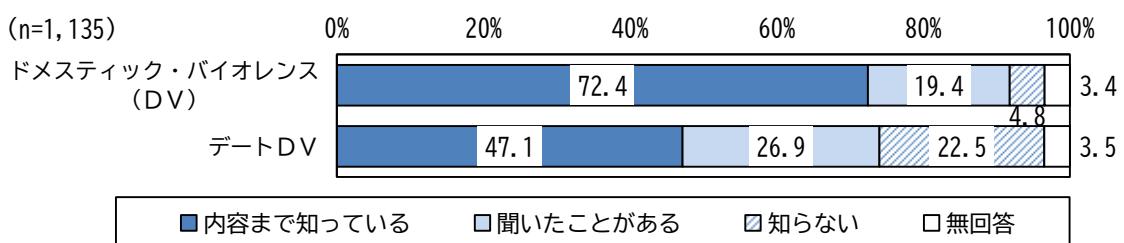
●若年層に向けて何がデートDVに該当するかをはじめ、男女間や他者との関係において相手を尊重する・思いやりの気持ちをもつことについて、引き続き、情報提供や意識啓発を行うことが必要です。



資料：令和5年度事業概要（R4年度実績）／県女性相談センター

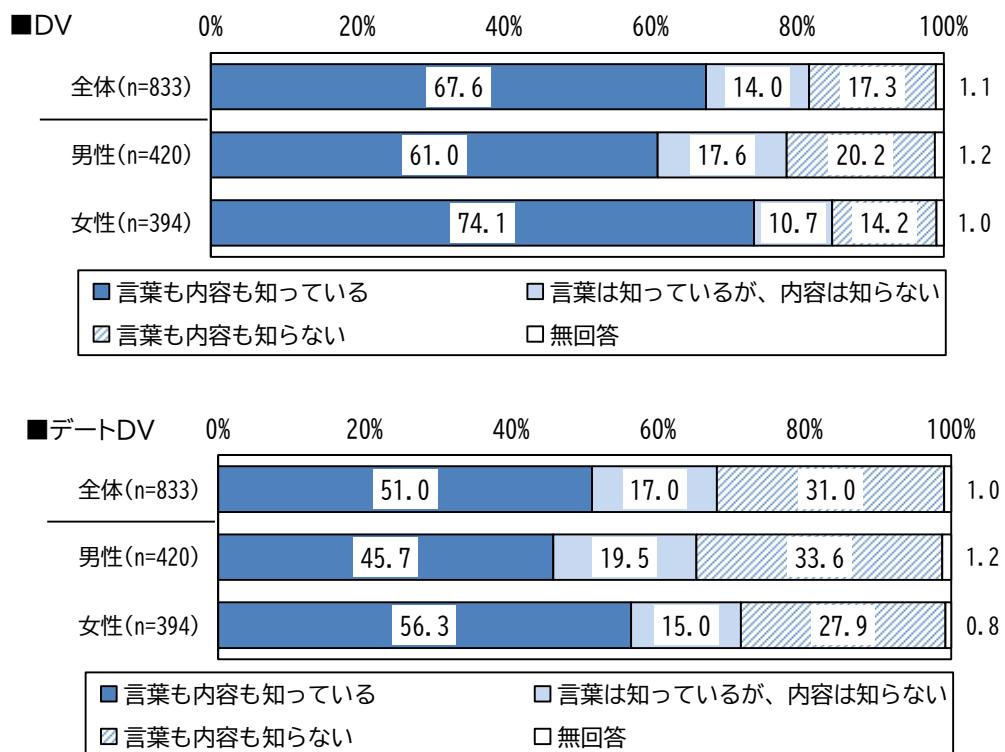
※「夫等の暴力」には男性の相談件数、「交際相手の暴力」には同性の交際相手の暴力を含む。

市民のDV・デートDVの認知度【市民／全体】

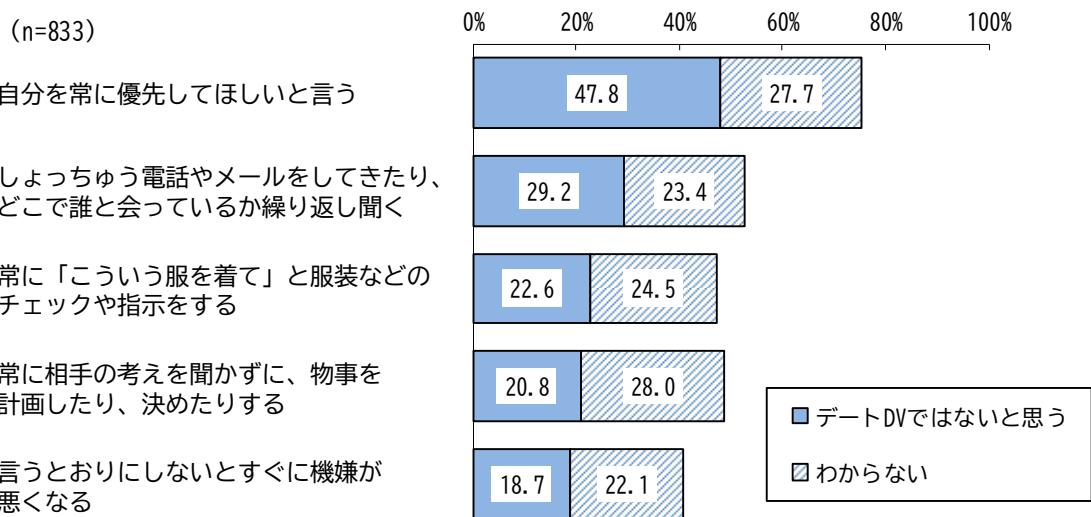


資料：令和6年度 男女共同参画に関する市民意識調査

中学生のDV・デートDVの認知度【全体／性別】



デートDVだと思う恋人との間での言動(「デートDVではないと思う」上位5項目)



資料：令和6年度 男女共同参画に関する市民意識調査（中学生）

【施 策】

(1) DV防止対策の推進と被害者への支援

重大な人権侵害であるDVの防止対策と被害者支援に取り組むことで、人権が尊重されDV・暴力のない、全ての人が安全・安心に暮らせるまちを目指します。

番号	主な取組・事業	内容	担当課
1	DV防止の広報・啓発	DV防止に関する情報発信や講座の実施などにより、DVの防止と早期通報を呼びかけるとともに相談窓口について広く周知し、DVを許さない、見逃さない環境づくりを推進します。	関係各課
2	DV被害者の相談体制の充実	専任の女性相談員を中心に、DV被害者の立場と意思を尊重した相談支援を実施するとともに、庁内の多様な相談窓口との連携、相談員の資質向上、高齢者・障がいのある人、外国人市民等潜在化しやすい被害者の早期発見に努めます。	関係各課
3	追加 DV被害者の安全確保	警察をはじめとする関係機関と連携しながら、迅速かつ円滑な支援によりDV被害者とその家族の心身の安全を確保します。	関係各課
4	追加 DV被害者の生活再建に向けた支援	DV被害者の生活再建や自立に向けて、住宅や就労、子どもの就学など生活全般への幅広い支援を実施します。	関係各課

性の多様性に関連しては、「L G B T 理解増進法」の施行に前後し、県内自治体や静岡県においても「パートナーシップ宣誓制度」が開始されるなど、状況が大きく変化しています。

国においては、令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」が施行され、困難な問題を抱える女性一人ひとりのニーズに応じた包括的な支援に向けた体制の強化が進められています。

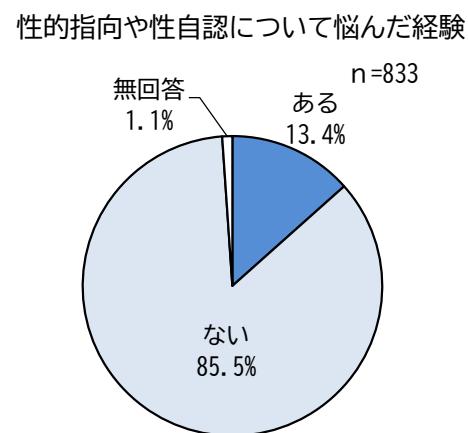
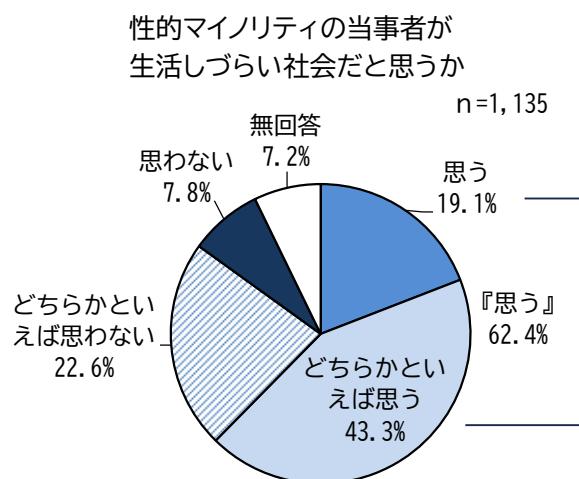
性別や年齢、国籍や文化が異なること、障がいの有無、ひとり親家庭であること等を理由とした困難を抱えている場合、ジェンダーギャップや固定的な性別役割分担意識を背景に、複合的な困難を抱えることがあるため、社会全体で多様性を認め合い、尊重する環境づくりが求められています。

【現 状】

○市民意識調査の結果では、性的マイノリティ（L G B T Q +）の方々にとって生活しづらい社会であると思う人が6割を超えており、中学生調査においても、性的指向（好きになる相手の性別）や性自認（自分自身が認識している性別）について悩んだ経験のある人が1割を超えています。

【課 題】

- 性の多様性を取り巻く人権課題等を社会のごく一部の人の問題と捉えるのではなく、身近なところにも悩みを抱える人がいる可能性を考え、幅広い世代に向け、多様な性に関する正しい知識の普及や情報発信を行うことが重要です。
- ひとり親家庭や高齢者、障がい者、生活に困窮している人、外国人市民等、日常生活における自立や社会参画を行う上で様々な制約を受けやすい状況にある人の人権が尊重され、生涯を通じて、身近な地域で安心して生活を送ることができる環境の整備に取り組むことが必要です。



資料：令和6年度 男女共同参画に関する市民意識調査

資料：令和6年度 男女共同参画に関する市民意識調査
(中学生)

【施 策】

(1)性の多様性・ダイバーシティへの理解促進

性の多様性に関する理解を深める意識啓発や情報発信のほか、日本と諸外国との男女共同参画への取組の比較などを参考に、社会全体で多様性を認め合い、尊重し合う環境づくりを推進します。

番号	主な取組・事業	内容	担当課
1	性の多様性に関する正しい理解の促進	性の多様性に関する正しい理解に向けた啓発や当事者が利用できる相談窓口、静岡県パートナーシップ宣誓制度等の周知・情報発信を行います。	市民交流課
2	国際的な視点に立った男女共同参画の推進	日本と諸外国の男女共同参画の現状について考える機会を提供するため、意識啓発や講演会等を行います。	市民交流課

(2)高齢者や外国人等への支援

わかりやすい情報提供や相談対応により、高齢者や障がいのある人、外国人市民等が尊重され、安心して、自分らしく地域で暮らし続けることができるよう支援します。

番号	主な取組・事業	内容	担当課
1	追加 地域包括支援センターを中心とした高齢者への支援	地域包括支援センターを中心に、さまざまな機関の連携と介護保険サービスの適切な利用促進により、高齢者の地域での暮らしを支えます。	高齢介護支援課
2	追加 障がい者等が安心して相談できる体制の充実	多様化・複雑化する課題に対応し、障がいのある人やその家族が安心して相談できる体制の強化を図るとともに、相談窓口の周知を図ります。	障がい療育支援課
3	配慮が必要なこどもと保護者への支援	保育所や認定こども園、幼稚園等と連携し、児童発達支援センターにおいて発達の気になる未就学児の療育や保護者の支援を行います。	障がい療育支援課

番号	主な取組・事業	内容	担当課
4	追加 外国人市民の暮らしへの支援	外国人相談や日本語教室の開催、やさしい日本語・多言語に対応した生活情報の発信など、外国人市民が安心して生活できる環境づくりを推進します。	市民交流課
5	外国人市民への男女共同参画の啓発	外国人市民に対し、やさしい日本語で男女共同参画に関する情報を発信することで意識の向上を図ります。	市民交流課

(3)生活に困難を抱える方やひとり親世帯への支援

経済的な困窮をはじめ生活に困難を抱える方や女性であることにより多様で複合的な困難を抱えている方、ひとり親世帯などに対し、関係機関・庁内の関係部局と連携し、暮らしの支援や相談等に取組ます。

番号	主な取組・事業	内容	担当課
1	生活困窮者自立支援事業	仕事や生活などの様々な困難により生活に困窮している方の仕事や住まい、家計の立て直し等、暮らし全般に対する支援や相談に対応します。	福祉総合相談課
2	女性のための相談	女性の抱えるさまざまな悩みに対し、女性相談員が電話・対面による相談に応じ、適切な支援につなげます。また、相談窓口の周知を図るとともに、女性相談員の資質向上に努めます。	市民交流課 福祉総合相談課
3	ひとり親家庭への支援	関係機関と連携しながら、ひとり親家庭の子どもの教育支援、生活の安定と就労支援による自立に向けた支援、相談等に対応します。	こども未来課 保育支援課

男性と女性はそれぞれ異なる健康上の問題が生じることがあり、特に女性は妊娠・出産など、女性ホルモンの変動により心身の状況が大きく変化するという特徴があります。

生涯にわたり健康で充実した生活を送る上で、男女が互いの身体的な特徴を十分に理解し合い、性や心身の健康について正しい知識を持つことが重要です。

【現 状】

○市民意識調査によると、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」を知らない人が約8割という結果となっています。

【課 題】

- 性や妊娠・出産について、女性が自らの意思で選択し健やかに生きるための知識をわかりやすい形で普及することが必要です。
- 出産直後は身体的・精神的な大きな変化にさらされ、母親への負担が大きい時期です。また、若い世代では父親の育児参加も増えていることから、男女双方への妊娠・出産・子育て期までの切れ目ない支援が重要です。
- 女性に特有のがんをはじめ、男性特有の疾患や男性で多い自殺など、性別で異なる健康課題が存在するなかで、性差と様々なライフコースアプローチ（病気やリスクの予防を、胎児期・小児期から成熟期、老年期までつなげて考える健康づくりの動き）を踏まえた心身両面における健康づくりへの支援が求められます。

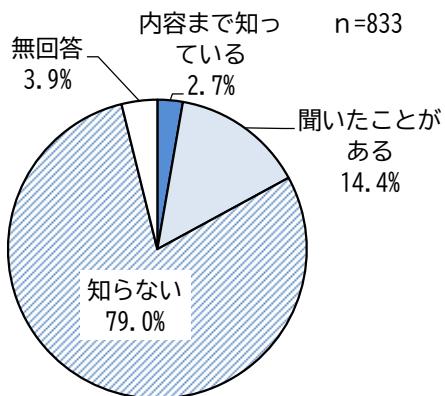
女性のライフステージ別のかかりやすい病気



資料：働く女性の心とからだの応援サイト

（厚生労働省委託事業）

「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」の認知度



資料：令和6年度 男女共同参画に関する市民意識調査

【施 策】

(1)性や生殖に関する理解の促進

こどもや若い世代が互いの性・多様な性についての理解、性・妊娠などに関する健康に関する知識を深めることができるように、学習や情報の提供を行います。

番号	主な取組・事業	内容	担当課
1	性を理解する学習の充実	発達段階に応じ、身体の性、こころの性など様々な性についての理解を深め、自身及び他の人の性を尊重する意識の醸成を図る包括的性教育を行います。	学校教育課
2	若い世代への健康管理について正しい知識の普及啓発の推進	性別にかかわらず、性や妊娠に関する正しい知識を身に付けるため、健康管理に関する情報を発信します。	市民交流課 健康増進課

(2)妊娠・出産・子育て期までの切れ目のない支援

「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ (SRHR) ※」の視点を踏まえ、妊娠・出産期の女性の心身の健康づくりへの支援、妊娠・出産・子育て期までの切れ目のない支援を推進します。

※セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(Sexual and Reproductive Health and Rights:SRHR)とは、性と生殖に関する健康と権利と訳され、性と生殖に関する機能と活動過程の全てにおいて、身体的・精神的・社会的に良好な状態にあること、全ての個人やカップルが、性と生殖に関して自己決定でき、そのために必要な情報や手段を得ることができる権利のことを指します。

番号	主な取組・事業	内容	担当課
1	不妊・不育症への支援	不妊治療、不育症の治療を行う夫婦に対し、治療費の一部を助成し経済的負担の軽減を図ります。	健康増進課
2	妊娠婦等に対する切れ目のない支援	健康診査や訪問指導などの母子保健事業を通じ、妊娠婦の健康や家庭への妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行います。	健康増進課
3	出産期の女性のこころの健康支援	女性は出産によるホルモンバランスの変化により、こころの不調をきたしやすく、また出産後の育児は女性への負担が大きいため、産後うつの早期発見・早期対応とケアを行います。	健康増進課
4	妊娠出産子育てシェアサポート事業	妊娠・育児相談や乳幼児を持つ親子の遊び場の提供、子連れでも自分のために過ごせる場の提供、就職や復職に関する相談など、妊娠期から子育て期にわたる女性への支援を図ります。	市民交流課

(3)性差やライフコースに応じた健康支援

誰もが生涯を通じて心身ともに健康な生活を送ること、仕事と健康を両立することができるよう、性差や年齢に合った健康の維持・増進に関する取組を進めます。

番号	主な取組・事業	内容	担当課
1	性差に応じた健康教育の推進	男女がともにそれぞれの身体的な特性やかかりやすい疾患等について正しい知識を身に付け、生涯を通じて健康に過ごせるよう、市民・事業所双方に対し健康教育や情報発信等を実施します。	健康増進課
2	性別に特有の疾患に対する検診の受診促進	疾患の早期発見・早期治療の促進を図るため、がん検診や節目検診を実施します。	健康増進課
3	健康づくりに関する相談体制の充実	市民の心身の健康に関する相談に対し、専門職が電話や対面で応じるとともに、健康の相談ができる窓口についての情報を広く周知します。	健康増進課

第6章 プランの推進

1 市民、地域、団体や事業者との協力・連携

プランの推進にあたっては、市民、地域、団体や事業者との協力・連携が不可欠であることから、市民、地域、団体や事業者との協力・連携により、プランの推進に取り組みます。

2 男女共同参画センターの充実

男女共同参画社会の実現に向け、市民、団体等が主体的に活動を展開する場として、また、プラン推進の拠点として富士宮市男女共同参画センターの周知と機能の充実に取り組みます。

また、女性に対する相談への対応や女性支援についても、関係各課との連携により取り組みます。

3 プランの推進体制

（1）男女共同参画推進会議

庁内関係課等で構成する富士宮市男女共同参画推進会議において、プランの推進及びその他男女共同参画や女性活躍の推進に関する施策の検討を行います。

（2）男女共同参画審議会

富士宮市男女共同参画審議会において、市長の諮問に対し答申を行うほか、男女共同参画の推進に関して必要な事項についての調査・審議を行います。

（3）国・県等関係機関との連携

男女共同参画社会の実現に向けて、国・県等の関係機関との連携・協力に努めます。

4 プランの進捗状況の点検・評価及び公表

プランの進捗状況について、毎年、富士宮市男女共同参画推進会議及び富士宮市男女共同参画審議会において、点検・評価するとともに、市ホームページにおいて公表します。

5 市民意見の反映

社会情勢の変化による新たな課題や市民意識の変化などに対応するため、市民意見の聴取に努め、施策への反映を図ります。